

自治体DX推進計画策定後の動き



総務省

令和4年5月11日

地域力創造グループ
地域情報化企画室

自治体DX推進計画策定（R2.12）後の 自治体DXを取り巻く政府全体のデジタル化の動き

「自治体DX推進計画」策定後の自治体DXを取り巻く政府全体の主な動き①

令和2年12月25日

「**デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針**」、「**デジタル・ガバメント実行計画**」 閣議決定



「**自治体DX推進計画**」 策定（総務省）

概要

「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいくため、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめたもの。 ※計画期間（R3.1～R8.3）

<構成>

- | | |
|------------------------|---|
| ・自治体におけるDXの推進体制の構築 | ①組織体制の整備（全庁的・横断的な推進体制） ②デジタル人材の確保・育成
③計画的な取組み（スケジュール策定等） ④都道府県による市区町村支援 |
| ・重点取組事項 | ①自治体情報システムの標準化・共通化 ②マイナンバーカードの普及促進
③行政手続のオンライン化 ④AI・RPAの利用推進
⑤テレワークの推進 ⑥セキュリティ対策の徹底 |
| ・自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項 | ①地域社会のデジタル化 ②デジタルデバйд対策 |

令和3年2月

デジタル改革関連法案（※） 閣議決定・国会提出

※ ①デジタル社会形成基本法案、②デジタル庁設置法案、③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案、⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案、⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（標準化法）案の6法案。



令和3年5月

国会審議を経て成立・公布

令和3年6月

「**デジタル社会の実現に向けた重点計画**」（※） 閣議決定

※ 地方公共団体情報システムの標準化については、標準化法の趣旨を踏まえ、標準化対象事務として、「デジタル・ガバメント実行計画」等において示されてきた17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務の3業務を加えることを検討すること等を決定。

「自治体DX推進計画」策定後の自治体DXを取り巻く政府全体の主な動き②

令和3年7月

「自治体DX推進手順書」策定（総務省）

概要

「自治体DX推進計画」を踏まえ、自治体が着実にDXに取り組めるよう、取組を進めるに当たっての一連の手順を示すもの。

<構成>

・自治体DX全体手順書【第1.0版】

DXを推進するに当たって想定される一連の手順（DXの認識共有・機運醸成、全体方針の決定、推進体制の整備、DXの取組みの実行）を示すもの

・自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】

自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等を示すもの

・自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】

自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等を示すもの

・参考事例集【第1.0版】

DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備等について先行団体の事例を集めたもの

令和3年9月1日

デジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 施行、デジタル庁 発足

令和3年11月

第1回 デジタル田園都市国家構想実現会議 開催

趣旨：地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起し、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化を推進。

第1回 デジタル臨時行政調査会 開催

趣旨：デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を急速に推進。

令和3年12月

「**地域社会のデジタル化に係る参考事例集**」（※）作成（総務省）

※ 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域の個性を活かしたデジタル実装の取組を推進するため、各自治体が、地域社会のデジタル化に係る事業を検討する際に参考となるような事例を取りまとめたもの。

「**デジタル社会の実現に向けた重点計画**」（新重点計画）（※）閣議決定

※ デジタル庁創設後初めての重点計画。新たにデジタル社会形成基本法に基づく「重点計画」として位置づけられるとともに、「デジタル・ガバメント実行計画」を統合する形で策定。

令和4年5月

規制の「**一括見直しプラン**」を取りまとめ予定（デジタル臨時行政調査会）

「**デジタル田園都市国家構想基本方針案**」を取りまとめ予定（デジタル田園都市国家構想実現会議）

年央

「**デジタル社会の実現に向けた重点計画**」（改定）

「自治体DX推進計画」策定後の自治体DXを取り巻く政府全体の主な動き③

※「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（概要）
デジタル庁資料より抜粋

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）の概要

- デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。（デジタル社会形成基本法37②等）
- デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

実現のための6つの方針	実現に向けての理念・原則	デジタル化の基本戦略	
① デジタル化による成長戦略	誰一人取り残されないデジタル社会の実現 →誰もが、いつでも、どこでもデジタルの恩恵を享受 デジタル社会形成のための基本原則 →10原則（デジタル改革基本方針） ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献 →デジタル3原則（国の行政手続オンライン化原則） デジタルファースト/ワンスオンリー/コネクテッド・ワンストップ BPRと規制改革の必要性 <small>※Business Process Reengineering</small> クラウド・バイ・デフォルト原則	デジタル臨時行政調査会 デジタル・規制・行政改革に通底する構造改革のためのデジタル原則を定め、全ての法令の適合性を確認 デジタル田園都市国家構想実現会議 デジタル原則の遵守やデータ基盤の活用等を前提に、各地域の社会的課題の解決などに向けた取組を支援 国際戦略の推進 DFFT/諸外国デジタル政策 関連機関との連携強化 安全・安心の確保 サイバーセキュリティ/ 個人情報保護/サイバー犯罪	
② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化			デジタル臨時的行政調査会 デジタル・規制・行政改革に通底する構造改革のためのデジタル原則を定め、全ての法令の適合性を確認 デジタル田園都市国家構想実現会議 デジタル原則の遵守やデータ基盤の活用等を前提に、各地域の社会的課題の解決などに向けた取組を支援 包括的データ戦略の推進 トラスト/ベース・ レジストリ/オープンデータ デジタル産業の育成 ベンチャー・中小企業等の育成
③ デジタル化による地域の活性化			
④ 誰一人取り残されないデジタル社会			
⑤ デジタル人材の育成・確保			
⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略 <small>※Data Free Flow with Trust</small>			

デジタル社会の実現に向けた構造改革（5つのデジタル原則）

デジタル原則

・今後のデジタル社会を構築する上で必要となるデジタル改革・規制改革・行政改革に通底すべき、構造改革のための**基本原則**を定める。

- | | | |
|---|--|--|
| ① デジタル完結・自動化原則
・書面・目視等の義務付けを見直し
・行政内部を含めたデジタル対応を実現 等 | ② アジャイルガバナンス原則
(機動的で柔軟なガバナンス)
・リスクベースで性能等を規定
・データに基づくEBPMを徹底 等 | ③ 官民連携原則
公共サービス提供において、ベンチャーなど民間の力を最大化する
新たな官民連携 等 |
| ④ 相互運用性確保原則
国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消しシステム間相互運用の確保 等 | ⑤ 共通基盤利用原則
・官民で広くデジタル共通基盤を利用
・調達仕様の標準化・共通化を推進 等 | |

デジタル田園都市国家構想の実現

デジタル田園都市国家構想の実現

- ・デジタルの力を全面的に活用し、「地域の個性と豊かさを生かしつつ」、「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備えた「デジタル田園都市国家構想」を実現。
- ・「心豊かな暮らし」(Well-being)と、「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現。



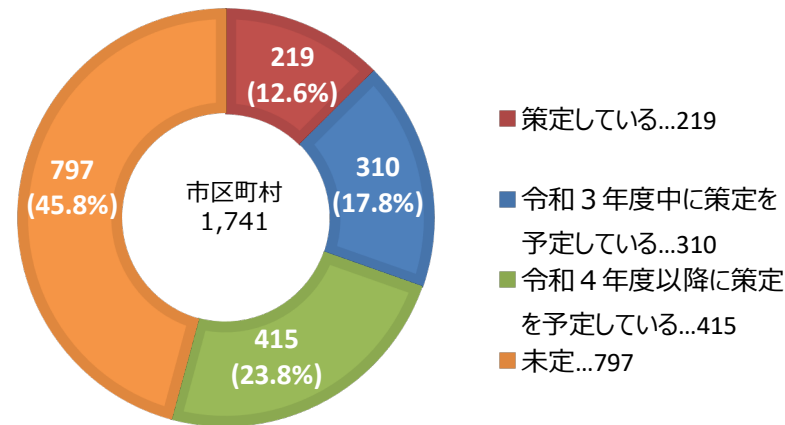
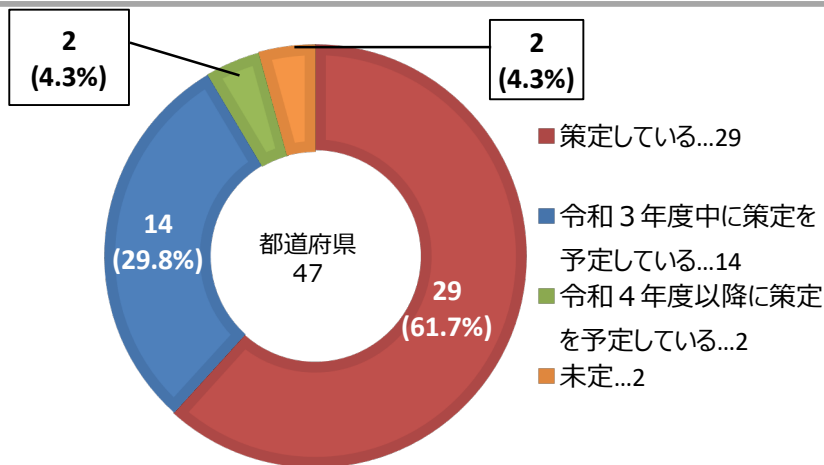
両戦略は国・自治体が歩調を合わせて取り組む基本戦略であり、その理念等について周知する一定の役割を、DX計画が担う必要。4

自治体DXの推進体制の構築

DXを推進するための全体方針の策定/全庁的・横断的な推進体制の構築

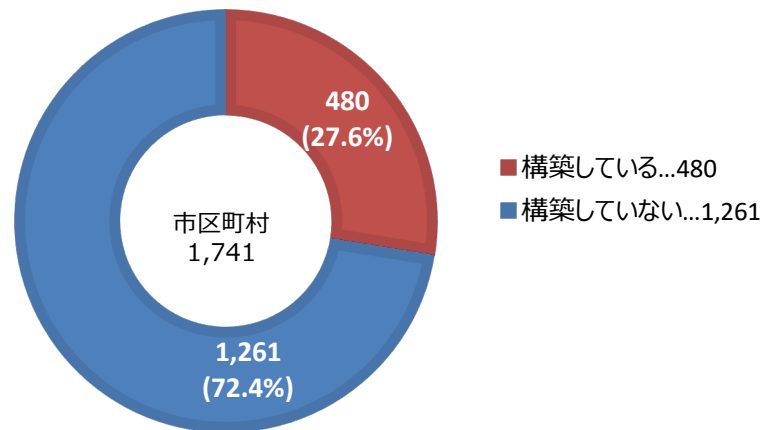
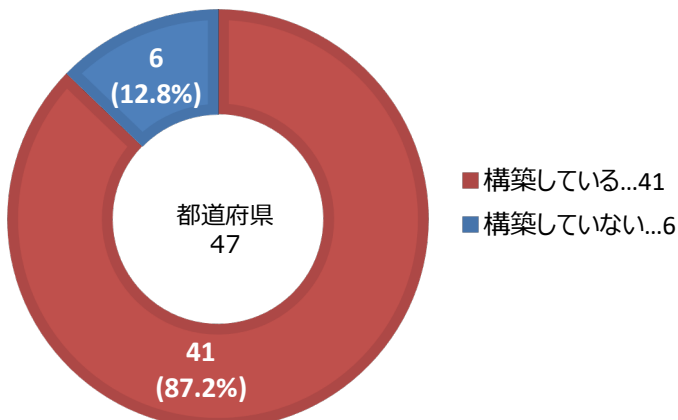
○ 都道府県では29団体（61.7%）、市区町村では219団体（12.6%）が全体方針※を策定している。

※ 全体方針…DX推進のビジョン及び工程表から構成されるものであり、計画を含む。



○ 都道府県では41団体（87.2%）、市区町村では480団体（27.6%）が全庁的・横断的な推進体制※を構築している。

※ 全庁的・横断的な推進体制…都道府県においては知事や副知事等、市区町村においては市区町村長や副市区町村長等のリーダーシップや庁内マネジメントの下、各部局が連携してDXを推進する体制。（例：推進本部・連絡会議の設置等）

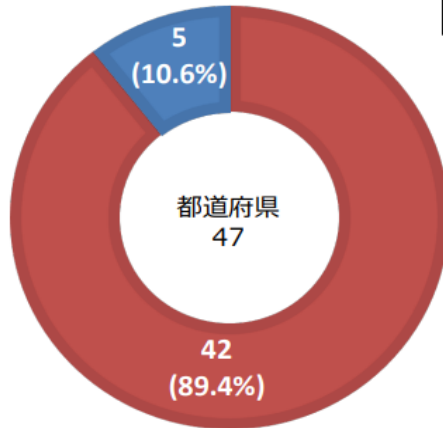


DX推進専任部署の設置状況

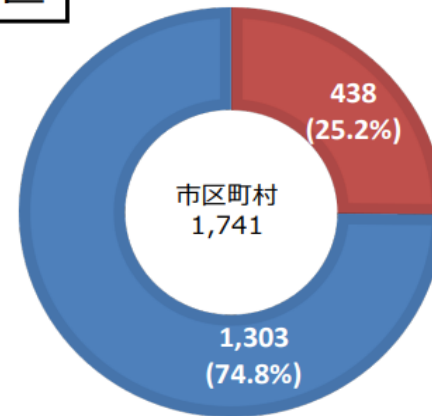
○ 都道府県では42団体（89.4%）、市区町村では438団体（25.2%）がDX推進専任部署※を設置している。

※ DX推進専任部署…DX推進の企画立案や部門間の総合調整、全体方針や個々のDXの取組の進捗管理等を担う部署。

DX推進専任部署の設置

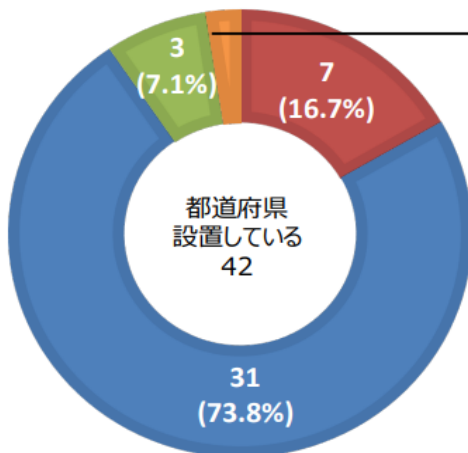


■ 設置している...42
■ 設置していない...5

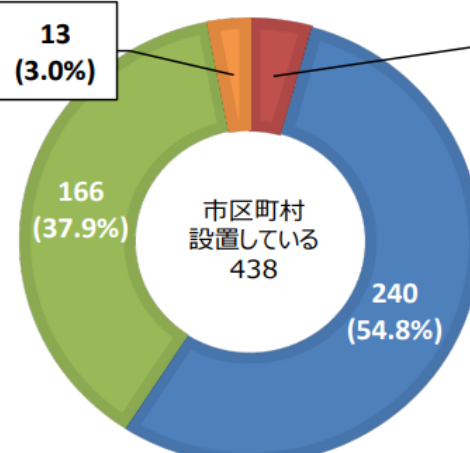


■ 設置している...438
■ 設置していない...1,303

DX推進専任部署の単位



■ 部局...7
■ 課室...31
■ 係...3
■ その他...1

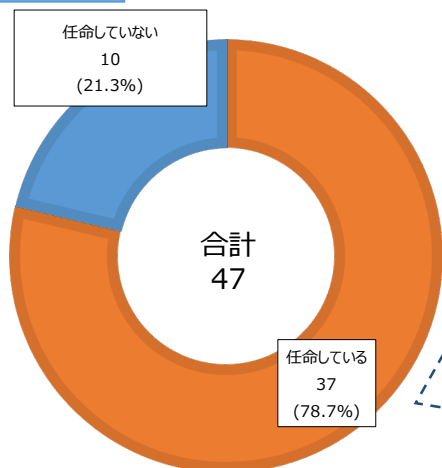


■ 部局...19
■ 課室...240
■ 係...166
■ その他...13

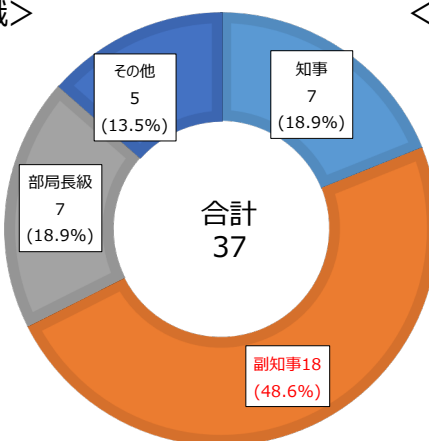
都道府県におけるCIO・CIO補佐官の任命状況

- 自治体DX推進計画において、CIOは、「庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう副市区町村長等が望ましい」としており、実際に、副知事・副市区町村長が任命されている傾向。
- 一方で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官は、「内部に適切な人材がない場合には、外部専門人材の活用を積極的に検討する」こととしているが、令和3年4月1日現在で、外部人材を活用している自治体は全体の約3割であるが、活用している団体の半数は超えている。

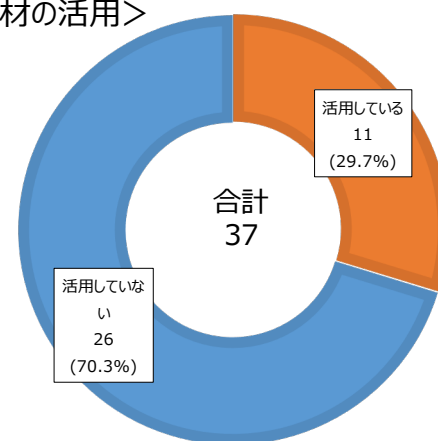
CIOの任命状況



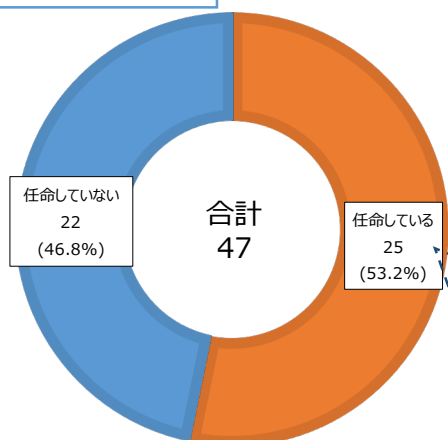
<CIOの役職>



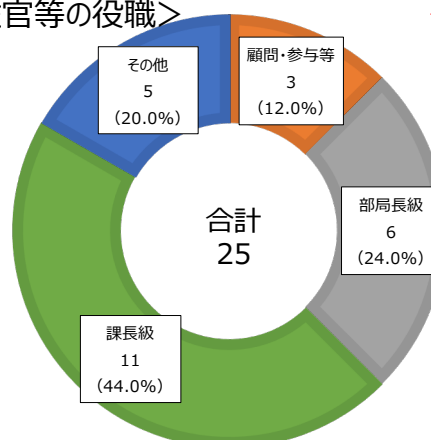
<外部デジタル人材の活用>



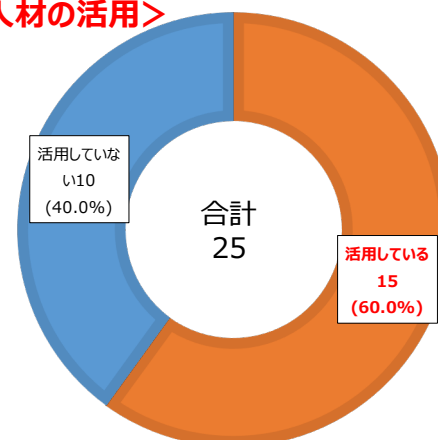
CIO補佐官の任命状況



<CIO補佐官等の役職>



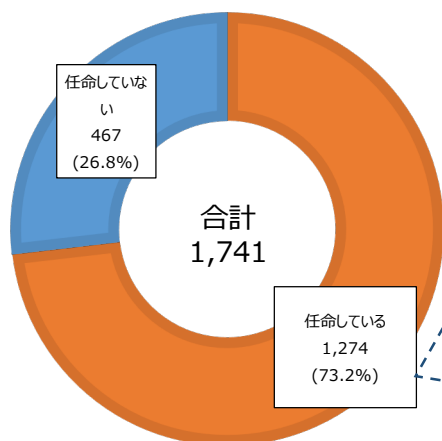
<外部デジタル人材の活用>



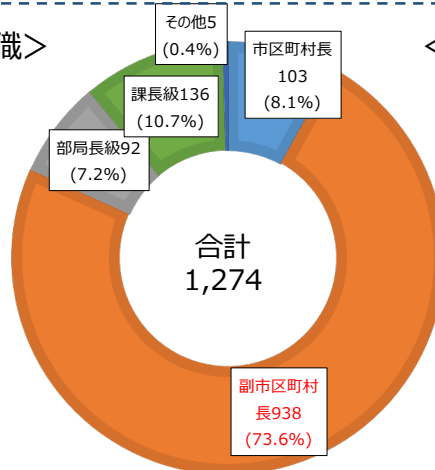
市区町村におけるCIO・CIO補佐官の任命状況

- 自治体DX推進計画において、CIOは、「庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう副市区町村長等が望ましい」としており、実際に、副知事・副市区町村長が任命されている傾向。
- 一方で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官は、「内部に適切な人材がない場合には、外部専門人材の活用を積極的に検討する」こととしているが、適任者が見つけれないなどその人材確保が課題となっており、令和3年4月1日現在で、外部人材を活用している市区町村は少ない。

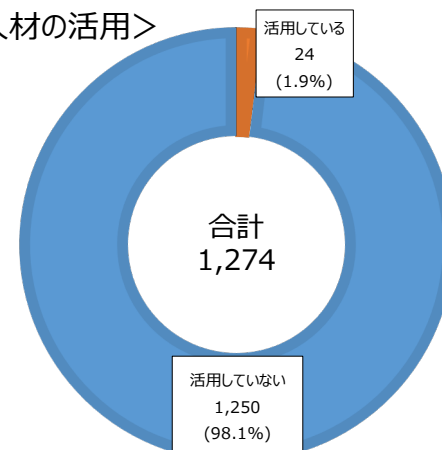
CIOの任命状況



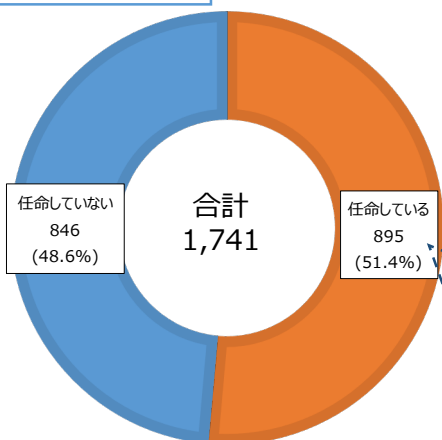
<CIOの役職>



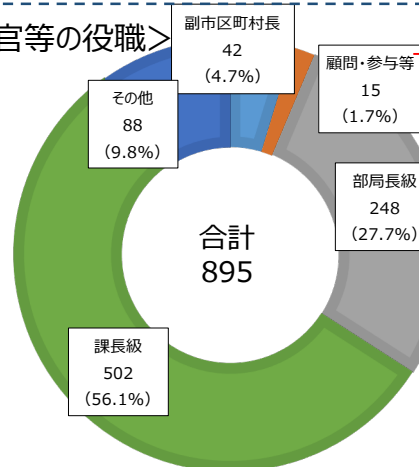
<外部デジタル人材の活用>



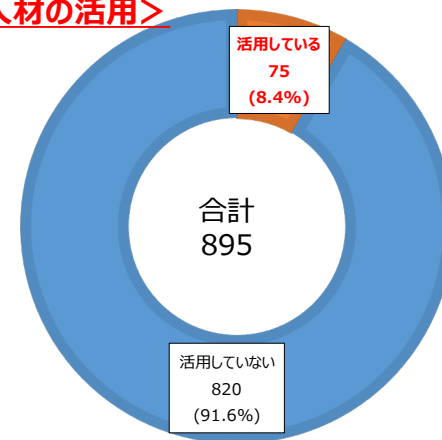
CIO補佐官の任命状況



<CIO補佐官等の役職>



<外部デジタル人材の活用>



参考（市区町村の回答の団体区分）

	全体方針を策定		全庁的・横断的な 推進体制を組んでいる		DX推進専任部署を 設置している		CIOに 外部人材を活用		CIO補佐官に 外部人材を活用	
特別区	12	(52.2%)	14	(60.9%)	18	(78.3%)	1	(4.3%)	8	(34.8%)
市	167	(21.1%)	315	(39.8%)	311	(39.3%)	15	(1.9%)	58	(7.3%)
町	36	(4.8%)	121	(16.3%)	87	(11.7%)	5	(0.7%)	9	(1.2%)
村	4	(2.2%)	30	(16.4%)	22	(12.0%)	3	(1.6%)	0	(0.0%)
計	219	(12.6%)	480	(27.6%)	438	(25.2%)	24	(1.4%)	75	(4.3%)

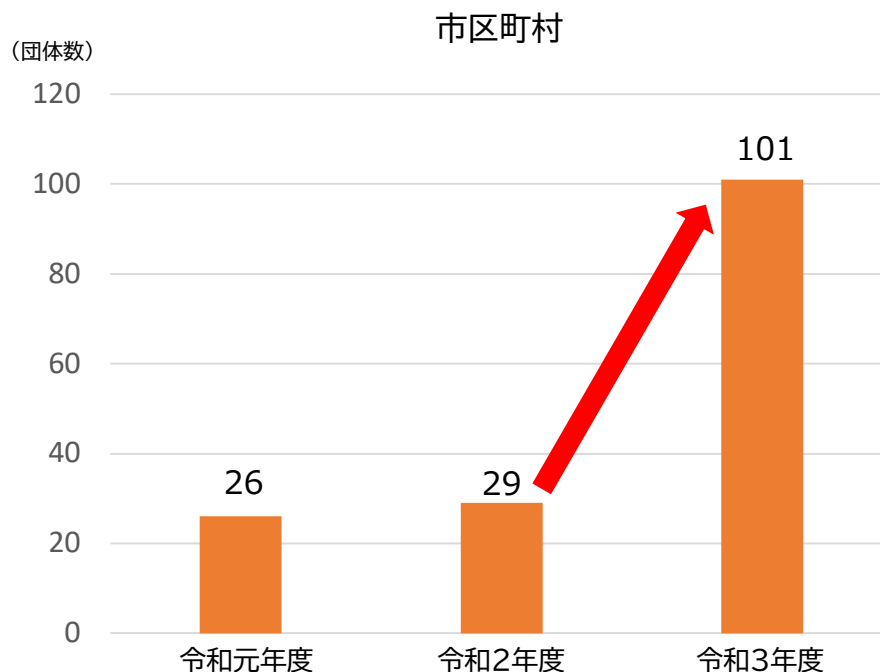
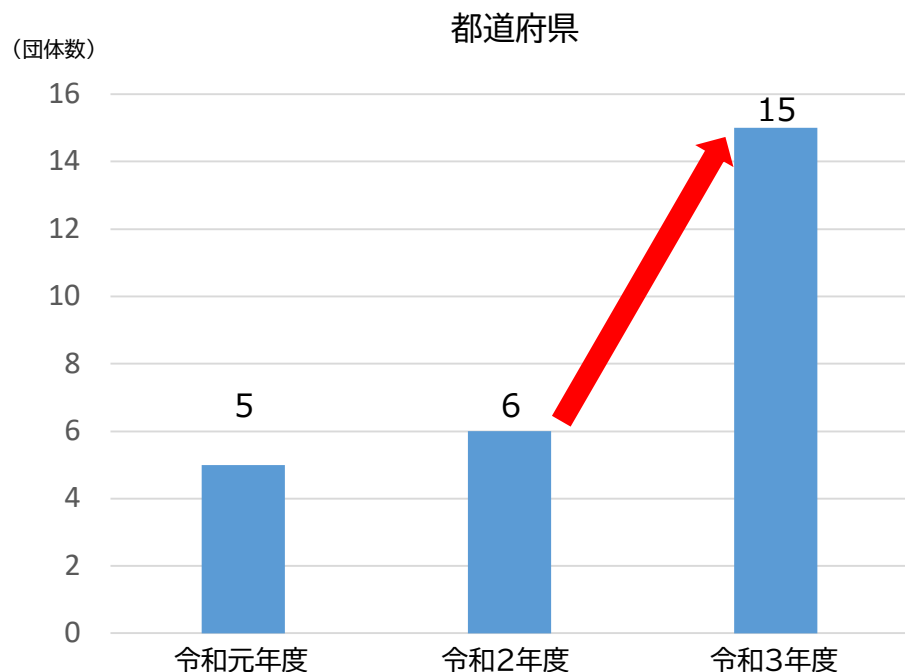
※括弧内は各団体区分毎の総団体数（23区、792市、743町、183村）に占める割合

※「令和3年度地方自治情報管理概要」（令和3年4月1日時点調査）のデータをもとに集計

自治体におけるCIO補佐官等としての外部人材の活用状況の推移

- 自治体DX推進計画(令和2年12月25日策定)において、自治体のDX推進に当たっては、首長の理解とリーダーシップの下、最高情報統括責任者(CIO)を中心とする全庁的・横断的な推進体制を整備することが望まれるとしており、CIOは副市長等であることが想定される。
- そこで、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となり、自治体においては状況に応じ、外部人材の活用を検討することも必要である。
- 令和3年度から、市区町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費について特別交付税措置を講じているが、自治体におけるCIO補佐官等としての外部人材の活用状況は以下のとおり。

(CIO補佐官等として外部人材を活用している団体数)



※ 令和元年度は令和元年4月1日時点、令和2年度は令和2年4月1日時点、令和3年度は令和3年9月1日時点。いずれも総務省自治行政局地域情報化企画室調査。

市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うに当たっての財政措置について

1 趣旨

- 「自治体DX推進計画」では、自治体DXの各種取組を推進するための組織体制として、役職ごとの役割を設定し、全庁的・横断的な体制整備に着手することが望ましい、としている。
- なかでも、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となるが、市町村においては、適任者が見つけられないなどその人材確保が課題となっている。
- そこで、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費について特別交付税措置を講じる。

2 財政措置の概要

(1) 対象経費

- ① 市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費として次に掲げるもの
 - ・特別職非常勤職員として任用する場合：報酬等（期末手当等を含む。）
 - ・外部に業務委託する場合：委託料等
- ② 市町村がCIO補佐官等として、外部人材の募集を行うための経費 （令和4年度から拡充）

(2) 措置額

市町村が支出した対象経費の合計額に0.5を乗じて得た額

(3) 対象経費の上限額

募集を行うための経費：100万円まで

(4) 措置期間

令和7年度まで

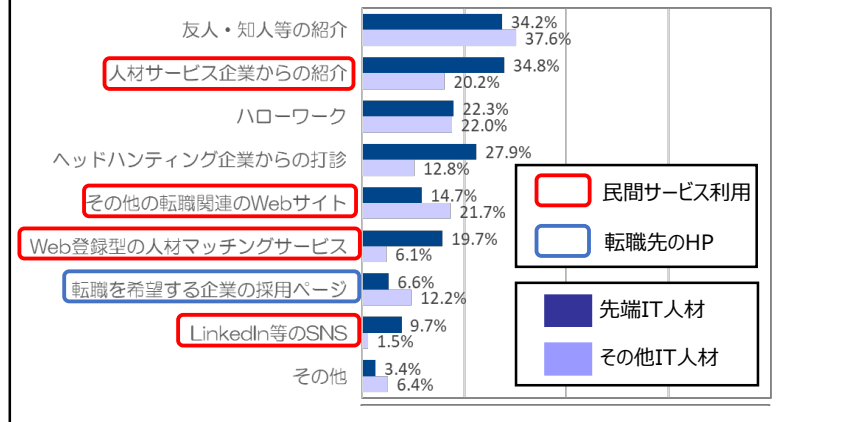
民間人材サービスを活用した外部デジタル人材の募集について

メリット 1 …転職を希望する数多くのデジタル人材に対して募集情報を届けられる。

(デジタル人材の需給等にかかる動向)

- ・ デジタル人材の需給は逼迫している。
- ・ デジタル人材が雇用の場を探す際、民間の人材サービスを利用することが多い傾向が認められる。
- ・ 民間の求人サイトを利用すると多くの応募を獲得することができる。

【参考】 IT人材の転職先の探し方 (IPA調査結果(令和2年5月))



【参考】 デジタル人材の転職求人倍率

- 全体の転職求人倍率が**2.15倍**なのに対し、デジタル人材の転職求人倍率は**9.17倍**。

※ 転職求人倍率 = 求人数 ÷ 転職希望者数
※ 2021年7月時点。人材紹介企業からの情報に基づき作成。

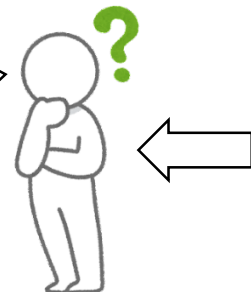
【参考】 CIO補佐官等の公募に対する応募件数

- 民間の求人サイトに募集情報を掲載した場合
A市:**247人**、B市:**615人**
- HP等を利用した団体による周知のみの場合
1団体平均:**6人**
(地情室が聞き取りを行った10団体の平均)

メリット 2 …募集条件や選考方法等についてアドバイスを受けることができる。

- ①求める人材に対して適切に訴求するための募集条件の設定、②効率的な選考フローの作成、③効果的な選考の実施に当たっては、一定のノウハウが求められる。
- 求める人材が転職市場にいるか、採用できる確率は高いか等の採用市況を把握することも可能。

・BPR(業務改革)を推進したいけど、どのような募集条件にしたらいいのだろう…
・たくさん応募が来たらどう選考を進めたらいいのだろう…



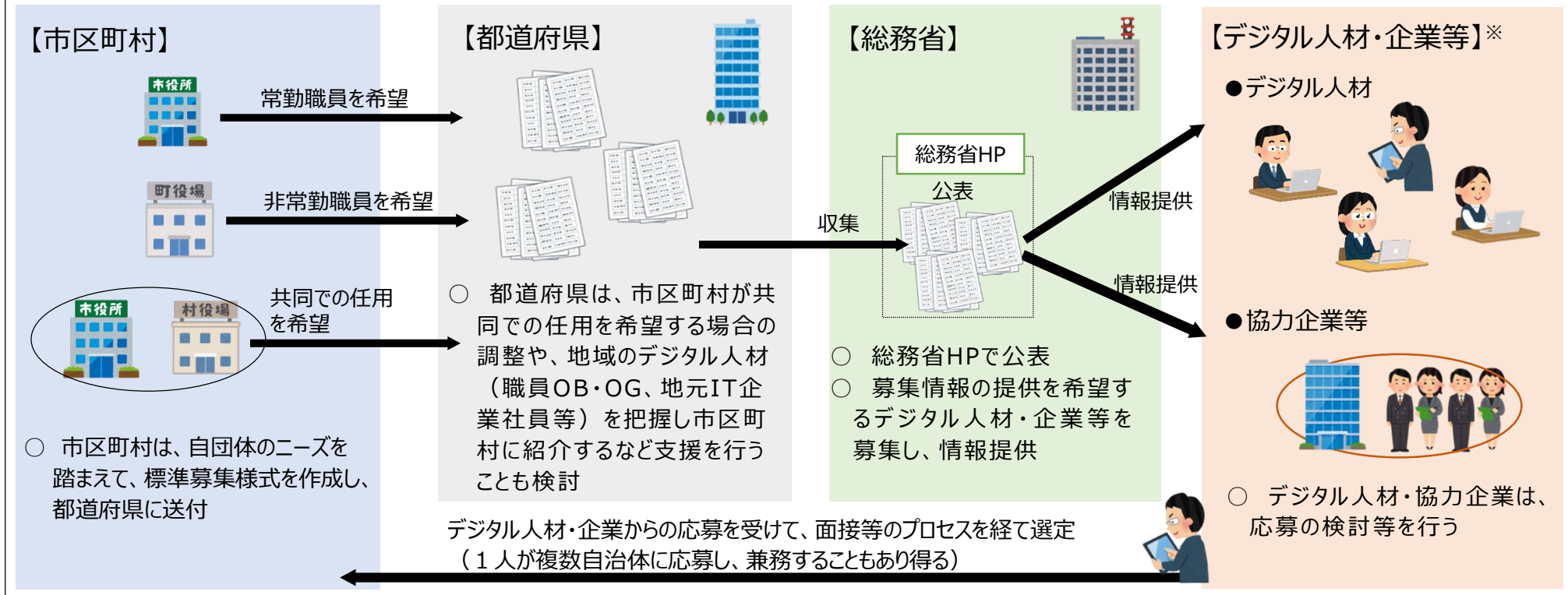
(アドバイス例)

- ✓ 募集条件を単に「情報システム分野における業務経験」とするのではなく、「ICTを活用した業務改革を担った経験」とした方がいいですよ。
- ✓ ITストラテジスト試験の合格者は、現在転職市場に多くはないので、試験に合格していることを必須の募集条件にしない方がいいですよ。
- ✓ 書類選考では、応募者の職務経歴欄の〇〇に着目することで、効率的に審査することができますよ。

市区町村の外部デジタル人材の募集情報の周知等について

- 総務省は、市区町村における外部デジタル人材の確保を支援するため、市区町村のデジタル人材の募集情報を次により広く周知する。
 - ① デジタル人材・企業が市区町村を選定する際に必要となる情報を盛り込んだ標準的な様式（標準募集様式）を作成
 - ② 都道府県を通じて、標準募集様式で市区町村の募集情報を収集し、総務省HPで公表
 - ③ 募集情報の更新について、情報提供を希望するデジタル人材・企業に対して随時情報発信

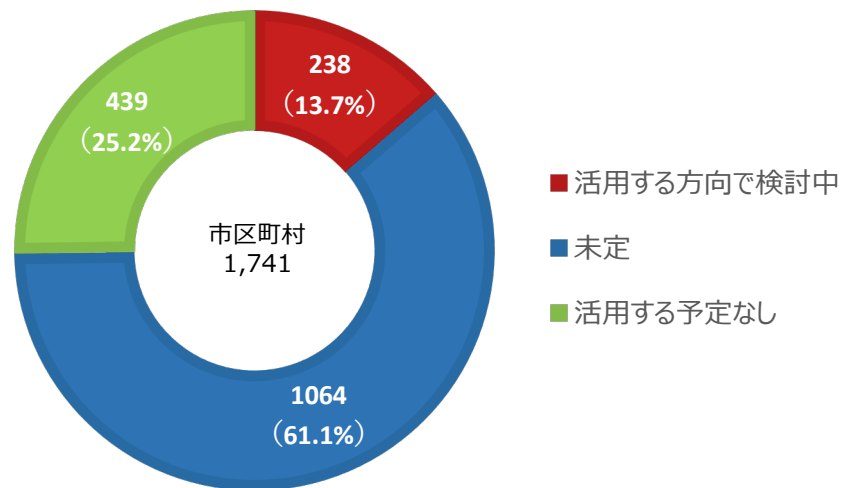
<イメージ>



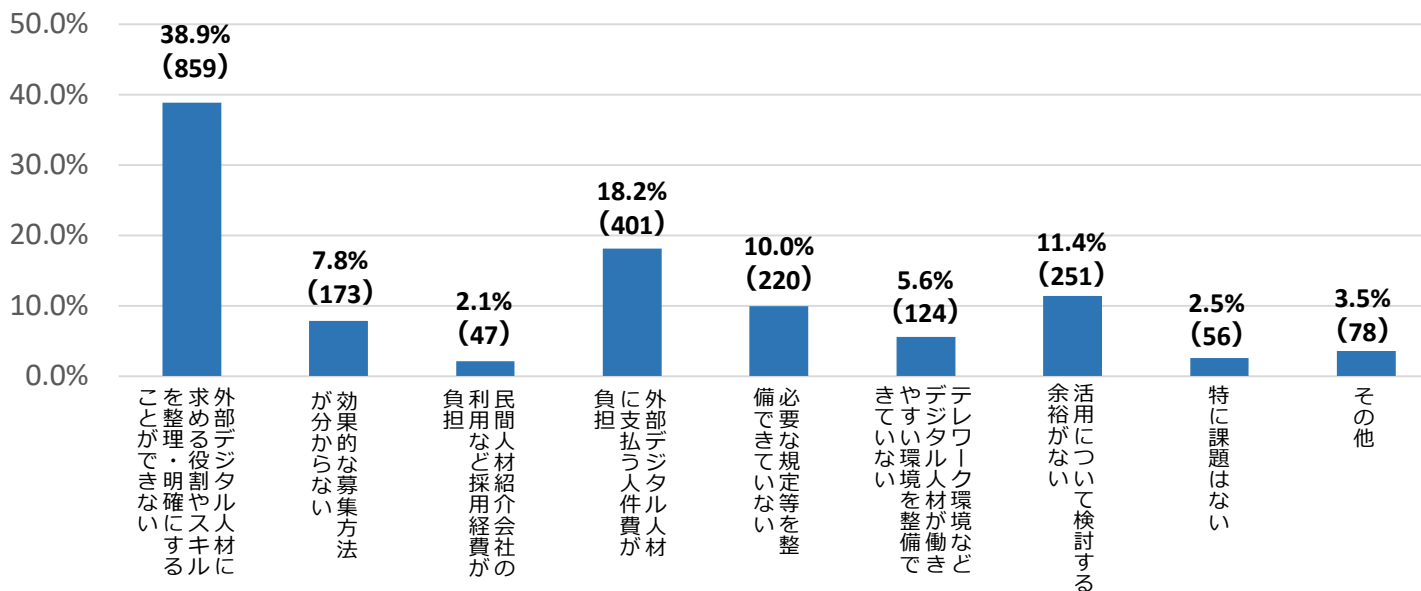
※ 市区町村のCIO補佐官等の募集情報の提供を希望するデジタル人材・企業等は事前に総務省に登録

市区町村における外部デジタル人材の活用に係る検討状況

○ 外部デジタル人材について、238団体（13.7%）が「活用する方向で検討中」、1,064団体（61.1%）が「未定」、439団体（25.2%）が「活用する予定なし」と回答している。



○ 「活用する方向で検討中」又は「未定」と回答した1,302団体における活用にあたっての課題は次のとおり。（最大2つまで選択可）



自治体で活躍する外部デジタル人材及び受け入れ自治体職員の声

総務省において、自治体で活躍する外部デジタル人材及び受け入れ自治体職員に対して、自治体DXを推進するにあたっての課題や意見等をヒアリングした結果は以下の通り。

自治体で活躍する外部デジタル人材からの声

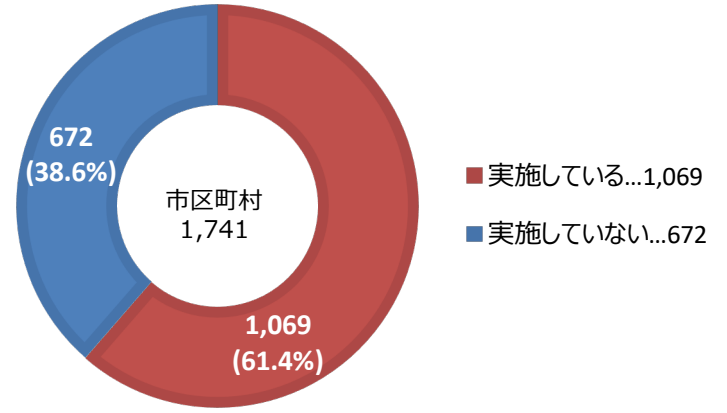
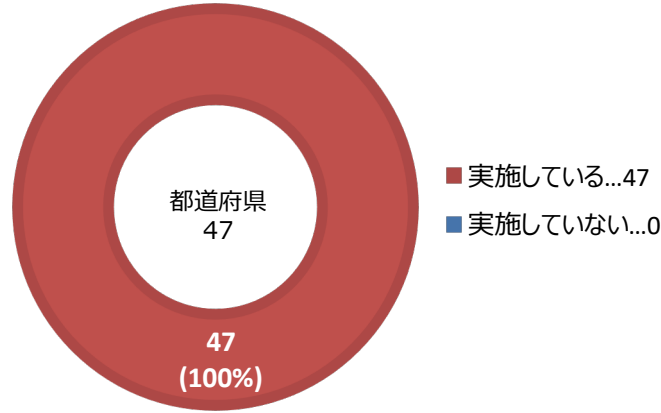
- ✓ DX担当課の職員が原課への橋渡し役になってくれており、原課の職員に対して最初は壁を感じるため、そうした配慮をしてくれると全庁的なデジタル化の支援をやりやすくなる。
- ✓ 受け入れ側の心構えも大切。外部人材が何でも解決してくれると思っている自治体もある。自治体にやる気がない場合は外部人材を入れてもうまくワークしない。
- ✓ 全体を見直して最適化する視点が民間と比べると少ないと感じ、ロジカルシンキングの研修や数字を使った分析手法という点でEBPM等の研修を自治体内部職員向けに行っている。
- ✓ 自治体へ職員を派遣することは、住民の声を聞き、地域の課題を把握し、サービスを設計していくという経験ができ、民間企業に戻った際も意義がある。
- ✓ 派遣元は他に社員を自治体へ派遣していないため、外部人材同士のコミュニティがあると相談ができてよいと思うときはある。

外部デジタル人材を受け入れている自治体職員からの声

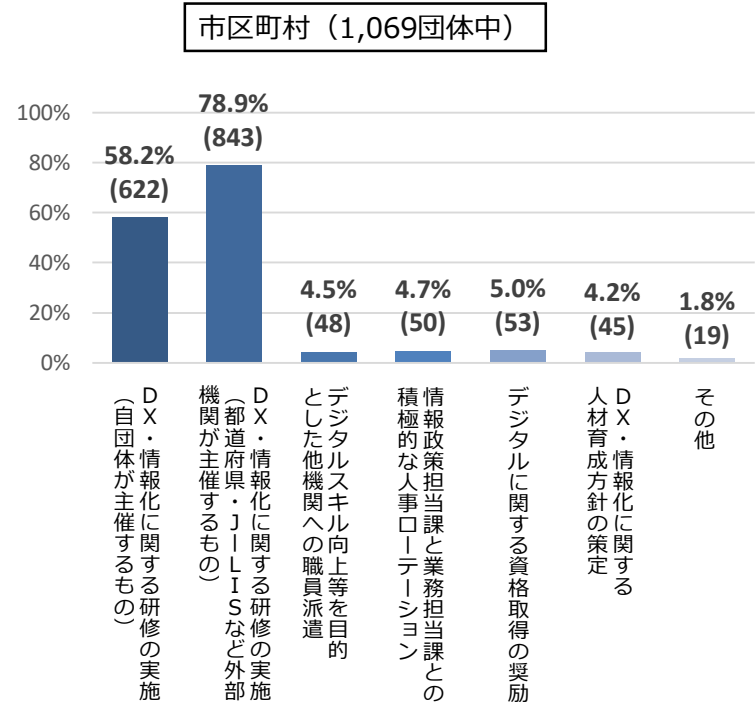
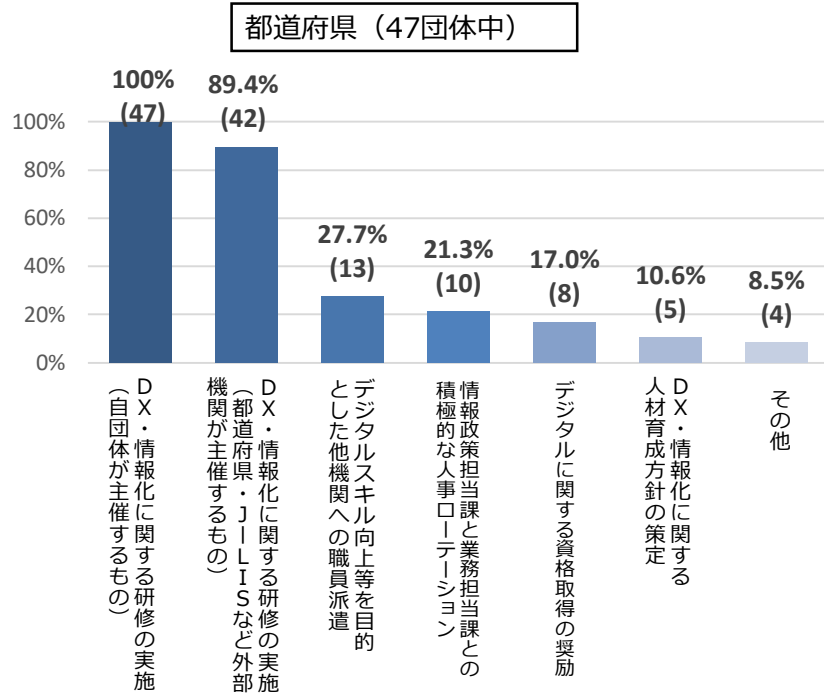
- ✓ 大切なのは、外部人材が孤立しないこと。役所のルールで外部人材をがんじがらめにせず、フリーハンドでやってもらうことが大事。外部人材を配属する部署に事前に橋渡しを行う等の工夫をした。
- ✓ 外部人材を活用する目的意識がなければ、外部人材に来てもらっても逆に市町村側も負担になる場合もあり、人材の使い方がきちんと整理され、目的が外部人材に伝わればよい方向に行く。
- ✓ デジタル人材の育成のノウハウは、市役所内部にはないので、外部人材に市役所職員の育成に関わっていただくことが有効。
- ✓ 外部人材にとって、今後のキャリアに有効に働き、有意義な経験を積めるようにしたいと考えている。自治体の強みは地域課題に近いことなので、キャリアに繋がると感じてくれればと思う。
- ✓ 外部人材は、内部職員の意識を変えたり、変えるきっかけを作ることができる。内部職員だけだと、業務改革の方向性が正しいのかわからなくなる場合があり、国の動きや他の自治体での取組例に基づき、助言してもらおうと進むべき方向性が明らかになる。

自治体DX・情報化を推進するための職員育成の取組の実施状況

○ 都道府県では全団体、市区町村では1,069団体（61.4%）が職員育成の取組を実施している。



○ 自治体DX・情報化を推進するための職員育成の取組を実施している団体の取組内容は次のとおり。（複数回答）



地方公共団体の情報担当職員等に対する各種研修等①

実施主体	研修等の名称	実施時期・期間	対象者	内容
総務省自治大学校	ICT人材育成特別研修 ※令和2年度～	9月末頃予定	都道府県及び市区町村の情報政策担当職員 ※定員30名程度	行政のデジタル化の推進にあたって留意すべき事項、民間企業による講演、地域の課題解決に向けたグループワーク
市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー：JAMP)	行政のデジタル化の推進 ※令和4年度～	6月20日 ～6月24日（5日間）	市区町村職員 ※定員60名	デジタル化の意義や行政手続のオンライン化、データの利活用、情報セキュリティ対策等に関する講義・演習
	教育現場のDX ※令和4年度～	12月12日 ～12月16日（5日間）	教育委員会事務局職員、学校現場の教職員 ※定員40名	GIGAスクール構想における市町村の役割、デジタル時代を踏まえた様々な教育・学習手法、教育の在り方等に関する講義、一人一台端末の導入等に関する事例紹介
	ICTによる情報政策＜地方公共団体情報システム機構と共催＞ ※平成26年度～	8月29日 ～9月2日（5日間）	市区町村情報政策担当職員 ※定員50名	マイナンバーカード、ICT等の利活用の最新動向、情報政策の企画立案、行政サービスの充実等に関する講義・演習
全国市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー：JIAM)	自治体におけるDXの推進 ※令和4年度～	①4月25日 ～4月27日（3日間） ②9月12日 ～9月14日（3日間）	市区町村等の職員 ※定員30名（①、②ともに）	DXの必要性や国の最新動向、自治体におけるDX推進に必要な体制づくりや具体的に進めて行くための基礎的な知識やポイントを学び考える
	Society5.0時代への対応 ～スマートシティの実現に向けて～ ※令和2年度～	5月30日 ～6月1日（3日間）	市区町村等の職員 (市区町村議会議員の受講も可) ※定員30名	AI、IoT、ビッグデータなどの先進的技術を知り、それらを活用し、地域の具体的な課題の解決や発展を目指す「スマートシティ」への転換について、先進事例を学びながら考える
	世界情勢からわがまちの未来をつくる～トップマネジャーの方のために～	7月4日 ～7月5日（2日間）	市区町村長・副市区町村長及び部長級職員、市区町村議会議員 ※定員30名	うち1コマを「デジタル先進国デンマークから学ぶ、人間中心スマートシティ実現の秘訣」と題して実施。
	第2回市町村議会議員特別セミナー	8月1日 ～8月2日（2日間）	市区町村議会議員 ※定員200名（うちオンライン50名）	うち1コマを「自治体DX（仮称）」と題して実施。

地方公共団体の情報担当職員等に対する各種研修等②

実施主体	研修等の名称	実施時期・期間	対象者	内容
全国地域情報化推進協会 (APPLIC)	自治体CIO育成研修 ※平成18年度～	IT投資評価・ガバナンス篇 8月下旬頃予定 (5日間) (令和3年度：8月23日～27日) 全体最適化と調達・運用設計編 11月中旬頃予定 (5日間) (令和3年度：11月15日～19日)	<ul style="list-style-type: none"> ・CIO(補佐官含)候補者 ・情報政策部門責任者 ・監督者及びCIOスタッフ等 ・全庁・組織間の情報政策に関する問題意識のある中堅若手職員 ・情報政策部門、廃棄の情報システム・データ利活用検討担当者 ※各コース：定員30名程度	自治体DX推進計画やデジタル手続法、自治体クラウドや番号制度など新たな取組を踏まえ、総務省が開発した地方公共団体の現状に合わせた実践的な研修教材を活用し、講師による情報提供型の講義(座学)だけでなく、実際の地方公共団体のケースをもとに特別に設計した参加型トレーニングを体験することで、実践的に学習することができる。
地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)	(動画研修) 新任情報化担当者セミナー 情報セキュリティ対策セミナー AI・RPA導入セミナー データ利活用入門セミナー 自治体DX入門セミナー 地方公共団体情報システム等標準化プロセスセミナー マイナンバーカードの利活用セミナー 自治体テレワークの仕組みと利活用方法について DX実現に向けたLGWAN-ASPの活用について 他 (ライブ研修) 情報化研修企画セミナー 情報セキュリティ監査セミナー 他 (リモートラーニング) 情報セキュリティコース 他	動画研修 6か月程度 ライブ研修 1～2日間 リモートラーニング 3か月程度	都道府県及び市区町村の職員 ※動画研修：原則、定員設定なし ※ライブ研修：定員40名 ※リモートラーニング：原則、定員設定なし	情報システム部門の職員が知っておくべき情報化の動向や情報セキュリティ対策の知識に加え自治体DXの進展を踏まえデータの利活用やAI・RPAの導入等、情報化を効率的かつ円滑に推進するための必要な知識を得るための動画研修(29セミナー)、ライブ研修(8セミナー)及びリモートラーニングによるデジタル人材育成のための基礎研修(3コース)を用意 ※動画研修及びリモートラーニングは、クラウドサービスを活用し、オンラインで提供
地方自治研究機構 (RILG)	自治体DX基礎セミナー ※令和4年度～令和6年度(予定) 自治体DX業務改革(BPR)セミナー ※令和4年度～令和6年度(予定)	7月21日(木) 全国町村会館 7月29日(金) 京都テルサ 8月10日(水) 福岡県中小企業振興センター 8月26日(金) オンライン開催 10月28日(金) 全国都市会館 11月11日(金) オンライン開催	主に、情報政策担当以外の各行政部門の職員 ※各会場開催：定員50名程度 ※オンライン開催：定員設定なし 主に、情報政策担当以外の各行政部門の管理職員 ※会場開催：定員50名程度 ※オンライン開催：定員設定なし	自治体DXを計画的に推進していくため、自治体DX推進計画の解説をはじめ政府の支援策の説明、先進自治体の取組事例の紹介するとともに、地域課題の解決策を検討するための演習を通じて、必要な知識の理解を深める。 自治体DXを推進するため前提として必要な業務プロセス改革の手法を習得する。

地方公共団体の情報担当職員等に対する各種研修等③

実施主体	研修等の名称	実施時期・期間	対象者	内容
情報処理推進機構 (IPA)	5分でできる！情報セキュリティ ポイント学習	オンラインでいつでも視聴可	-	中小企業の情報セキュリティ対策水準の底上げを図るためのツール
情報処理推進機構 (IPA)	国家資格 情報処理安全確保支援士（登録セ キスペ）制度 ※平成28年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月・10月に試験実施 ・毎年4月・10月に合格者の登録実施(資格取得) ・資格取得後1年に1回のオンライン講習、3年に1回の実践講習（経済産業省令で定めるところにより当講習を受講する必要あり） 	すべての企業・組織、IT技術者 ※年間2,000名程度が資格取得	<p>国家資格「情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）」制度が2016年10月に創設され、IPAが本制度の実施機関として、制度を運営している。継続的な講習受講義務による人材の質の担保や、登録情報の公開による人材の見える化などを通じて、企業や組織で必要となるサイバーセキュリティ人材の育成・確保と、その活用促進を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験手数料：7,500円 ・オンライン講習受講費用：20,000円 ・実践講習受講費用：80,000円
情報処理推進機構 (IPA)	<p>マナビDX（デラックス） ※令和3年度末～</p> <p>ポータルサイトURL： https://manabi-dx.ipa.go.jp/</p>	オンラインでいつでも、誰でも閲覧可		<p>民間事業者や大学等が提供するデジタルスキルを学ぶことのできる様々なコンテンツ（URL等）を掲載するポータルサイト。利用者（個人・企業等）は、必要とする人材像を目標として、経済産業省が策定する「デジタルスキル標準」（※）で整理された学習コンテンツを活用し、個人での学習や職員向け教育を行うことが可能。今後、ケーススタディ教材を通じて、疑似経験的に実践的なDXを学べるプログラムや、地域の中小企業等で現場研修を希望する人材から応募を受け付け、マッチングを行う研修プログラムを実施する予定。</p> <p>※働き手一人ひとりがDXに参画し、その成果を仕事や生活で役立てるうえで必要となるマインド・スタンスや知識・スキルを示す、学びの指針として「DXリテラシー標準」を令和4年3月に策定。さらに専門的なデジタル知識・能力が必要なデジタル推進人材向けのスキル標準を今後策定予定。</p>

DX計画策定後の各重点取組項目等の取組・進捗状況

自治体の情報システムの標準化・共通化について

自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

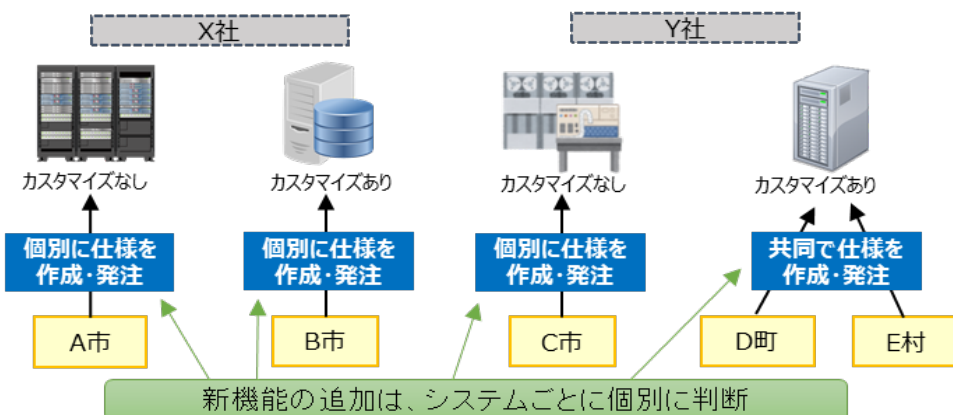
※ 20業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

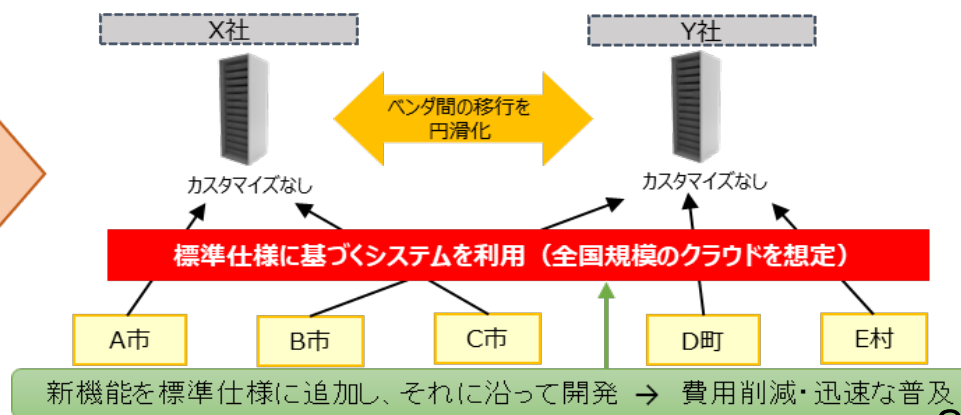
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度までに、標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
ガバメントクラウドの整備	国の情報システムにおける複数のクラウドサービスの利用環境の整備・運用 国以外の活用に向けた具体的な対応方策や課題等の検討 先行事業（地方公共団体分、一部稼働）					
ガバメントクラウドの提供（地方公共団体関係）	ガバメントクラウド提供					
地方公共団体	ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大					
地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等	標準準拠システムへの移行（※） （地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用）					
標準化基準における共通事項の策定等	※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。					
制度所管府省庁による標準化基準の策定	法案提出 仕様策定・仕様の調整 （データ要件・連携要件等、20業務の機能要件）					
統一・標準化を進めるための支援	標準準拠システム開発 （ガバメントクラウド上でのサービス提供前提）					

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）をもとに作成

自治体情報システム標準化・共通化に向けた総務省としての主な取組

1. 仕様書の策定

標準化対象業務のうち、住民基本台帳など総務省所管の業務について、「自治体システム等標準化検討会」（R元年8月～）において、システムの機能や様式・帳票の標準仕様を策定。

住民記録システム
印鑑登録システム
戸籍附票システム

税務システム
・固定資産税
・個人住民税
・法人住民税
・軽自動車税

選挙人名簿管理システム

2. 手順書の公表

標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、標準化・共通化の作業手順等をまとめた手順書を策定。

＜作業手順等＞

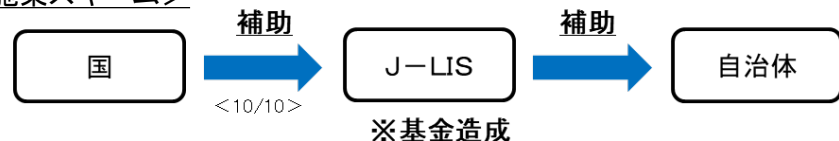
（下線部は早期に実施可能と想定される作業）

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価 (PIA)
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正

3. 財政支援

R 7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行に資するよう、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に基金を設け、自治体の取組を支援。

＜施策スキーム＞



＜基金の主な使途＞

- ・ガバメントクラウド上のシステムへの移行準備経費（現行システムの概要調査・比較分析、移行計画作成等）
- ・システム移行経費（データ移行、文字の標準化等） など

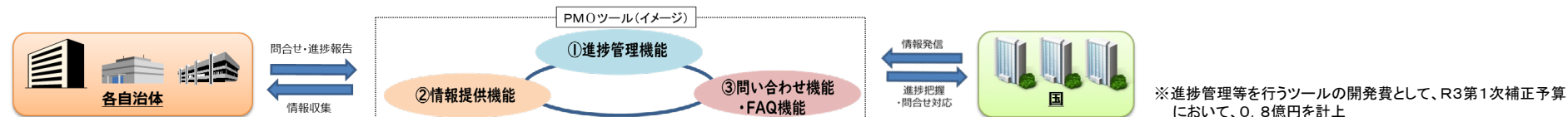
1,825億円*

〔 1,509億円 + 317億円 〕
〔 (R2第3次補正予算) (R3第1次補正予算) 〕

※四捨五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない

4. 進捗状況の把握・情報提供等（PMO）

各自治体における移行作業の進捗状況等を把握するとともに、標準化・共通化に係る助言や情報提供等を体系的に実施予定。

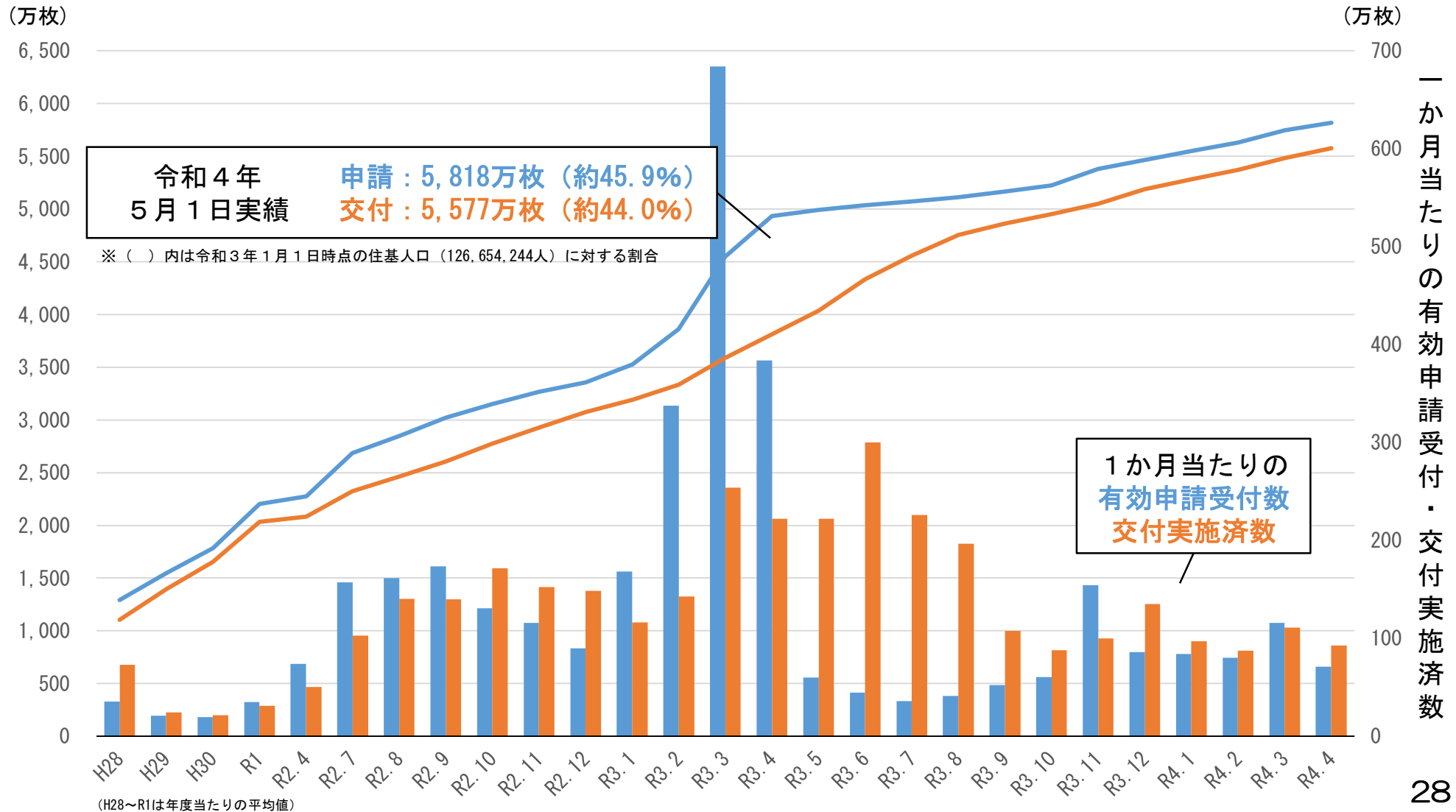


地方公共団体の意見を聞きながら、R 7年度までに標準準拠システムへの移行を目指す。

マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードの申請・交付状況

- マイナンバーカードについては、累次の閣議決定において、「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針が示されているところ。
- この方針の下、カードの利活用等を所管するデジタル庁、カードの発行・交付を所管する総務省など、関係省庁が連携しつつ、政府全体でさらなる普及促進に取り組む。



マイナンバーカードの普及促進に向けた取組

1. 市区町村における交付体制の強化

- ・交付円滑化計画の再改訂及びそれに基づく着実な体制の整備・強化（窓口や職員配置の増、土日開庁の徹底等）
- ・市区町村の交付窓口・人員増などについて、マイナンバーカード交付事務費補助金により支援
（参考）加賀市では、独自財源も活用し、5,000円分の商品券を配布し、人口に対する交付枚数率は14.2%(R2.6)→70.0%(R3.10)に上昇(同期間の全国平均は16.8%→38.4%)
⇒自治体による商品券の配布をマイナンバーカード交付事務費補助金の対象事務に追加

2. マイナンバーカードの申請促進に向けた取組

- ・マイナポイント第2弾のスケジュールも踏まえつつ、
 - 国が主体となって、全国500か所で、出張申請受付窓口を設置する申請促進キャンペーンの実施
 - カード未取得者（約6,000万人）へのQRコード付き交付申請書の再度送付
 - テレビCMやweb広告等各種媒体を用いた広報（広報素材は自治体でも有効活用）
- ・ワクチン接種会場や期日前投票所の会場周辺など、新型コロナウイルス感染症の状況でも一定の人が集まる場所での申請受付の実施促進
- ・出生届の提出時に新生児のカード申請手続きを一体的に実施



3. マイナンバーカードの普及促進に向けた自治体への働きかけやフォローアップ

- ・全国知事会との意見交換を行い、総務大臣自ら働きかけを実施
- ・市区町村別交付率の公表データを月次更新
- ・総務省を挙げて各自治体と個別に連携

マイナンバーカードの普及に向けた閣議決定等

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）（抜粋）

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

（4）マイナンバーカードの普及及び利用の推進

令和4年度（2022年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。

第7回デジタル田園都市国家構想実現会議 総理ご発言（令和4年4月27日）（抜粋）

このデジタル田園都市国家構想を展開していく上で、デジタル・インフラ基盤の整備と個人のデジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの普及は、デジタル社会のインフラとして、不可欠です。

2025年度の日本を周回する海底ケーブル整備とデータセンターの全国展開、2027年度末の光ファイバーの世帯カバー率99.9パーセント、2030年度末の5G人口カバー率99パーセントなど、具体的な整備目標を基本方針に明記した上で、予算、税制、規制を総動員し、官民協働して、デジタル・インフラの整備を加速いたします。

同時に、今年度中に、マイナンバーカードの交付と健康保険証利用の環境に一定のめどが立つよう、自治体と医療機関を集中的に支援していきます。併せて、マイナンバーカードの利便向上を目に見える形で進めていきます。

総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣におかれては、連携して、マイナンバーカードの普及と利便向上を強力に進めてください。

地方自治体と連携した新型コロナウイルス感染症対策・デジタル化推進

総務省 新型コロナウイルス感染症対策・デジタル化推進等地方連携推進本部

本部長：総務大臣

本部長代理：総務副大臣、総務大臣政務官

副本部長：総務事務次官、消防庁長官、**自治行政局長**、
自治財政局長、地方連携総括官

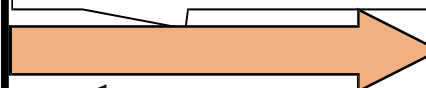
本部員：自治税務局長、地域力創造審議官、大臣官房長、
官房総括審議官、消防庁次長、
官房審議官(地方行政制度担当)、
官房審議官(財政制度担当)

幹事：**住民制度課長**、**デジタル基盤推進室長**、
マイナンバー制度支援室長、
地域政策課長、**マイナポイント施策推進室長**、地域振興室長、
過疎対策室長、応援派遣室長、政党助成室長、
財政課長、財政課参事官、調整課長、地方債課長、
財務調査課長、税務局企画課長、消防庁総務課長

総務省リエゾン：60名程度

事務局：新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室(自治行政局)
(室長：地方連携総括官)

・ワクチン接種に向けた支援
・マイナンバーカードの普及促進に向けた支援
・その他感染症対策・デジタル化推進等のための連携・調整

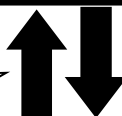


自治体の取組状況や課題を丁寧に聴取・把握

都道府県
政令市
市区町村

全国知事会
全国市長会
全国町村会

感染症対策や**デジタル化推進**等に関する最新の情報を提供



自治体の取組状況や課題をフィードバック

厚生労働省・**デジタル庁**等の関係府省

※総務省、デジタル庁、厚労省の連携事業

制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの申込期間	ポイントの対象となるカード申請期限
①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物に対し、最大5,000円相当のポイント付与	6,950万人分	令和4年1月～令和5年2月末	令和4年9月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	令和4年6月頃～令和5年2月末	
③公金受取口座登録					
(参考) マイナポイント第1弾カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、ポイント付与25%	申込者数 約2,534万人	令和2年9月～令和3年12月末	令和3年4月末

●イメージ：

①マイナンバーカード

・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツール

取得

最大5,000円相当

②健康保険証利用

・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有することで、より良い医療を受けられるようになる
・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単に

申込

7,500円相当

③公金受取口座

・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付金や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な支給が受けられるようになる
※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律（令和3年5月公布）
※令和4年3月28日よりマイナポータルからの公金受取口座の登録開始

登録

7,500円相当



最大20,000円分を
お好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

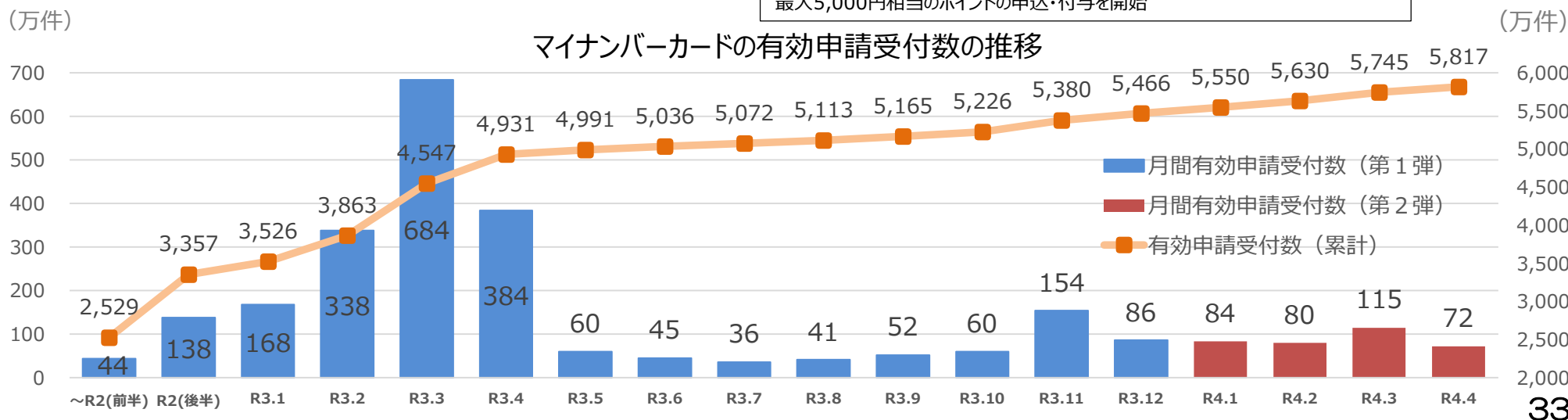
マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

マイナンバーカード・マイナポイントに関する現在の申請状況等

(単位: 万件)

	第1弾															第2弾					累計
	～R2 6月末	R2 7～12月	R3 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計	R4 1月	2月	3月	4月	小計	
マイナンバーカードの有効申請受付数	2,529	828	168	338	684	384	60	45	36	41	52	60	154	86	5,466	84	80	115	72	352	5,817
マイナンバーカードの有効申請受付率	19.8%	26.4%	27.7%	30.4%	35.8%	38.8%	39.3%	39.6%	39.9%	40.4%	40.8%	41.3%	42.5%	43.2%	43.2%	43.8%	44.5%	45.4%	45.9%	45.9%	45.9%
マイナンバーカードの交付実施済数	2,221	856	116	143	254	222	222	300	226	197	108	88	100	135	5,187	97	88	111	93	389	5,576
マイナンバーカードの交付実施済率	17.4%	24.2%	25.1%	26.2%	28.2%	30.0%	31.7%	34.1%	35.9%	37.6%	38.4%	39.1%	39.9%	41.0%	41.0%	41.7%	42.4%	43.3%	44.0%	44.0%	44.0%
マイナポイントの申込数	—	1,113	124	123	225	154	132	153	124	115	87	42	71	72	2,534	73	56	62	47	238	2,771

※令和4年1月1日から、第2弾の内、マイナンバーカードの新規取得者等に対する、最大5,000円相当のポイントの申込・付与を開始



自治体の行政手続のオンライン化・情報セキュリティ対策について

地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況

- 令和元年度の状況については、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」とされている58手続※の実績を調査・公表している。

※ 58手続について

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続（24手続）

例：図書館の図書貸出予約、文化・スポーツ施設等の利用予約、研修・講習・各種イベント等の申込 等

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続（34手続）

ア：子育て関係（児童手当受給資格・額認定請求 等）

イ：介護関係（要介護・要支援認定の申請 等）

ウ：被災者支援関係（罹災証明書の発行申請 等）

（参考）「自治体DX推進計画」に示した「特に国民の利便性向上に資する手続」である31手続については、58手続の中から選定したもの。

年度	年間総手続件数※	オンライン利用件数※	オンライン利用率
令和2年度	469,638 千件	247,915 千件	52.8 %
令和元年度	472,618 千件	240,074 千件	50.8 %
平成30年度	473,848 千件	215,065 千件	45.4 %

※:対象手続に関して既にオンライン化している団体における、総手続件数と人口を基に算出した全国における推計値である。

自治体の行政手続のオンライン化の取組について

現状と課題

- 自治体の行政手続のオンライン化は、住民の利便性向上という観点から優先して行う必要があるが、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続（デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定））」とされている手続のオンライン利用率は未だ低い状況。
- オンライン化を行っている手続においても、利用者のニーズを理解した上でUI/UXを検討し、サービスの価値を高めなくては、住民の利便性向上には繋がらず、また、フロント部分だけでなく、バックオフィスも含めた業務改革の取組を徹底しなければ、行政運営の簡素化・効率化の実現は困難。



今後の方針

- 令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定していることを踏まえ、マイナンバーカードを保有する住民が、そのメリットを最大限享受できるよう、令和4年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能とし、受入体制を整備することが求められている。

【デジタル基盤改革支援補助金（令和2年度第3次補正：250億円）】

- ・ 子育て、介護等の特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルと市区町村の基幹システムのエンドトゥエンドのオンライン接続を行うために必要な経費の1/2を支援（基金（J-LISに造成）に計上し、令和4年度までの2年間で計画的に活用）。

メリット

①住民の利便性の向上

- ・24時間いつでも、遠隔地からでも手続を行える。
- ・自宅やオフィス、遠隔地からでもどこでも手続を行える。
- ・スマートフォンやタブレットから手続を行える。
- ・申請、届出等の用紙の入手が不要で、移動時間や待ち時間を節約することができる。等

②行政運営の簡素化・効率化

- ・申請者の個人特定が自動化できるため、本人確認作業の時間削減のみならず、正確性向上が図れる。
- ・住民票や罹災証明書発行をコンビニで行うなどにより窓口の混雑緩和につながる。
- ・真に必要な窓口対応などの業務に職員を振り向けることができる。等

「特に国民の利便性向上に資する手続」一覧

○ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。

※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）及び自動車保有（4手続） 計 31手続

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求

児童手当等の額の改定の請求及び届出

氏名変更／住所変更等の届出

受給事由消滅の届出

未支払の児童手当等の請求

児童手当等に係る寄附の申出

児童手当に係る寄附変更等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出

児童手当等の現況届

支給認定の申請

保育施設等の利用申込

保育施設等の現況届

児童扶養手当の現況届の事前送信

妊娠の届出

介護関係（11手続）※市区町村対象手続

要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援更新認定の申請

要介護・要支援状態区分変更認定の申請

居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出

介護保険負担割合証の再交付申請

被保険者証の再交付申請

高額介護(予防)サービス費の支給申請

介護保険負担限度額認定申請

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請

住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続

罹災証明書の発行申請

自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続

自動車税環境性能割の申告納付

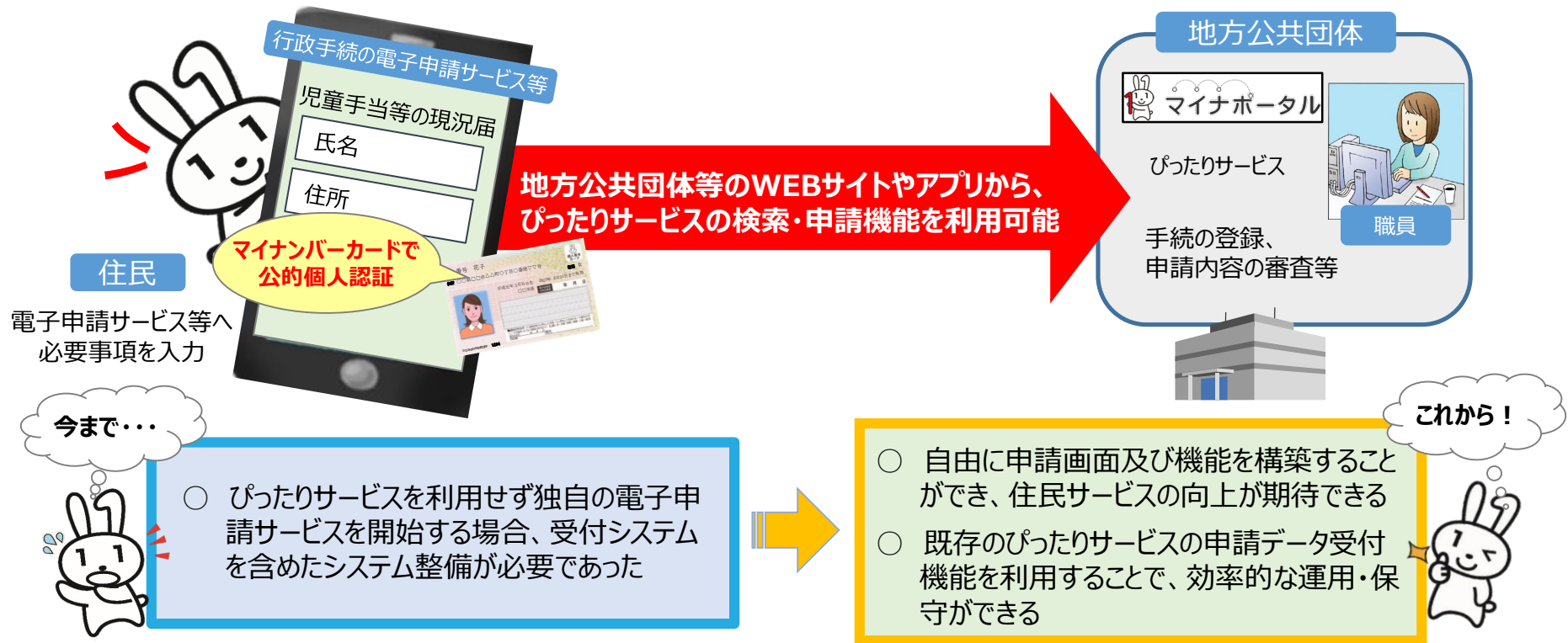
自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告

自動車税住所変更届

自動車の保管場所証明の申請

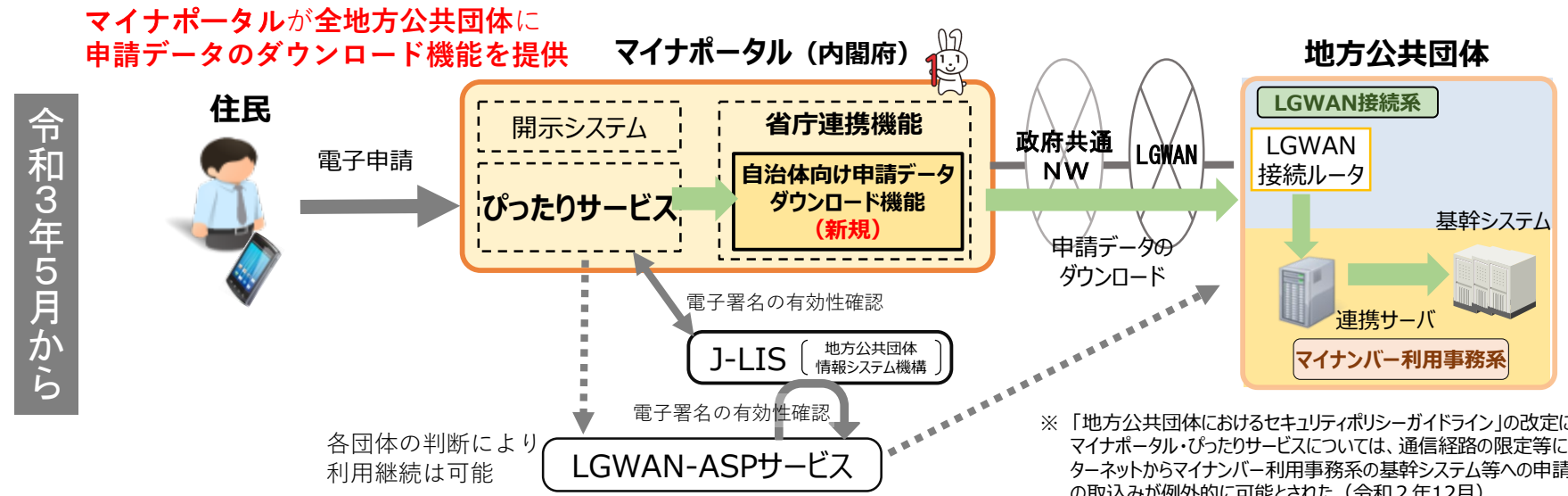
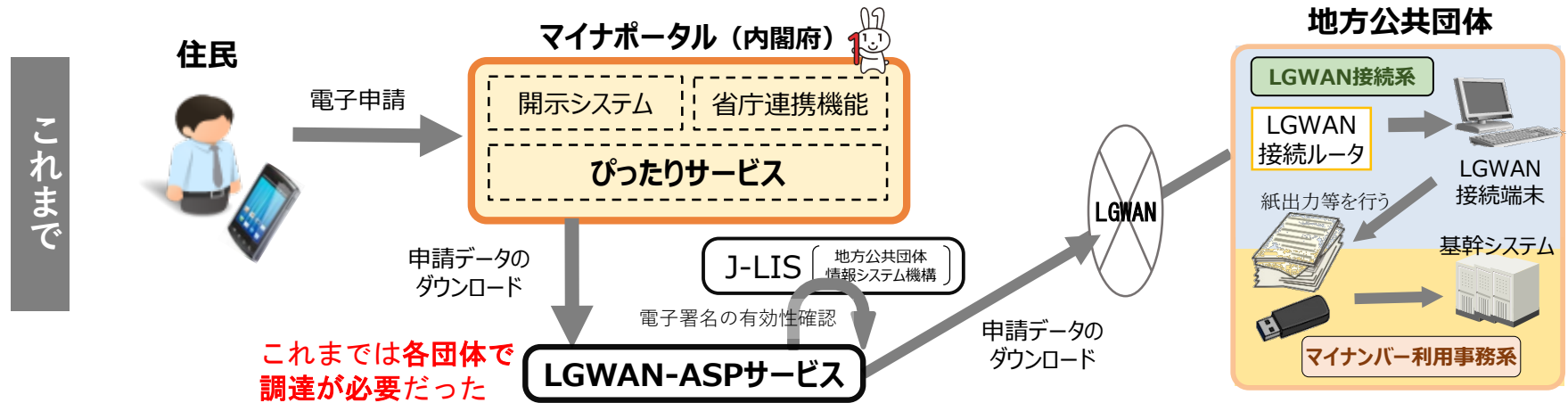
ぴったりサービスの申請APIについて

- **令和2年12月**から、様々なWEBサービス等からぴったりサービスの検索・申請機能を利用するための「**ぴったりサービス申請API**」を新たに提供し、運用を開始。
- **地方公共団体や民間事業者**において、「ぴったりサービス申請API」と連携したWEBサイトやアプリを開発することで、**ぴったりサービスの基盤を活用した独自のオンライン申請サービスを住民に提供することが可能**となる。
- **全国的にサービスを展開するポータルサイト**が「ぴったりサービス申請API」と連携したWEBサイトやアプリを提供することを踏まえ、今後、**全自治体が共通様式を利用**することが重要。



全地方公共団体のマイナポータルへの接続の実現

- 現行は、各地方公共団体がLGWAN-ASPサービスを調達して、LGWAN接続端末から申請データをダウンロードしている。令和3年5月から、マイナポータルにLGWANとの接続機能を実装し、全ての地方公共団体がLGWAN-ASPサービスを個別に調達することなく、オンライン申請の受付が可能となる。

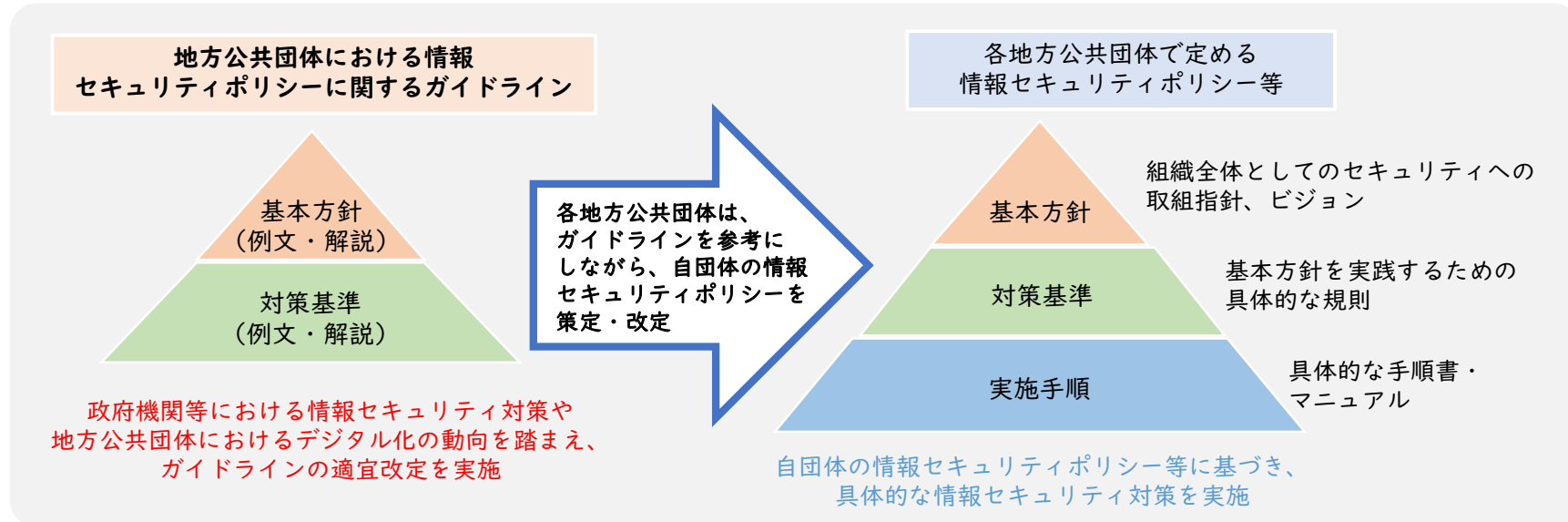


※ 「地方公共団体におけるセキュリティポリシーガイドライン」の改定により、マイナポータル・ぴったりサービスについては、通信経路の限定等によりインターネットからマイナンバー利用事務系の基幹システム等への申請データの取込みが例外的に可能とされた（令和2年12月）。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の概要

総務省における地方公共団体の情報セキュリティ対策に対する支援

総務省は、地方公共団体の情報セキュリティ対策を支援するため、平成13年度に情報セキュリティ対策の指針として「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、その後も、政府機関等における情報セキュリティ対策の動向や地方公共団体におけるデジタル化の動向等を踏まえながら適宜ガイドラインの改定を実施



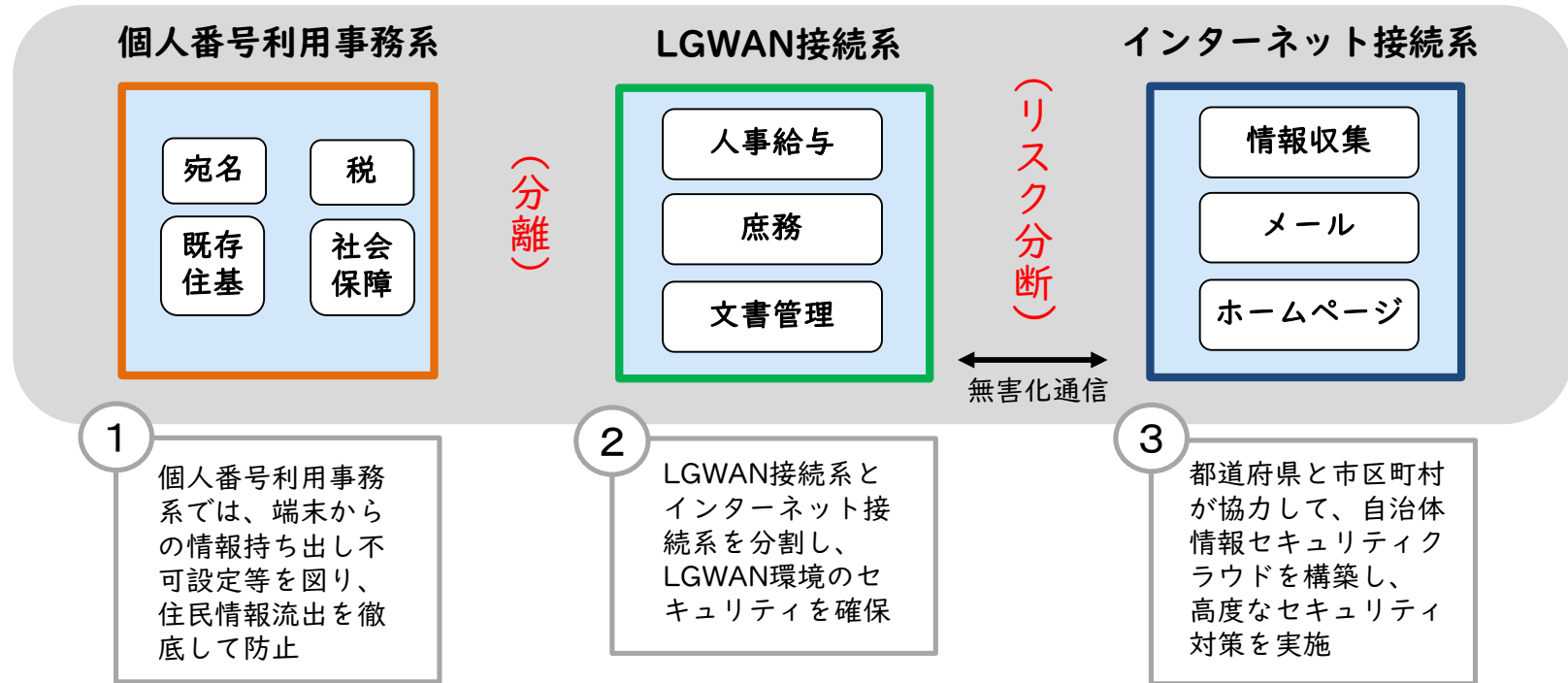
直近のガイドライン改定

改定時期	改定内容・理由
平成27年3月	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」 「サイバーセキュリティ基本法」の成立等の内容を反映
平成30年9月	平成27年の日本年金機構における情報流出事案を受け、総務省から地方公共団体へ要請を行った 「三層の対策」等の情報セキュリティの抜本的強化策の内容を反映
令和2年12月	「三層の対策」の効果や課題、新たな時代の要請を踏まえ、セキュリティの確保と効率性・利便性向上の 両立の観点から、情報セキュリティ対策の見直しを実施し、その内容を反映
令和4年3月	令和3年7月の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定や 地方公共団体のデジタル化の動向を踏まえた内容を反映

「三層の対策」概要

「三層の対策」によるセキュリティ対策の強化について（平成27年～）

市町村におけるネットワーク構成（イメージ）



対策要請の経緯

- H27.5 年金機構の情報漏えい事案発覚後、有識者による「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」を設置
- H27.11 検討チームより自治体の対策内容（「三層の対策」）について報告
- H27.12 総務大臣通知により自治体に「三層の対策」を要請
- H28.2 自治体が「三層の対策」に取り組むための補助金を創設（H27年度補正予算）
- H29.7 自治体による「三層の対策」への対応完了

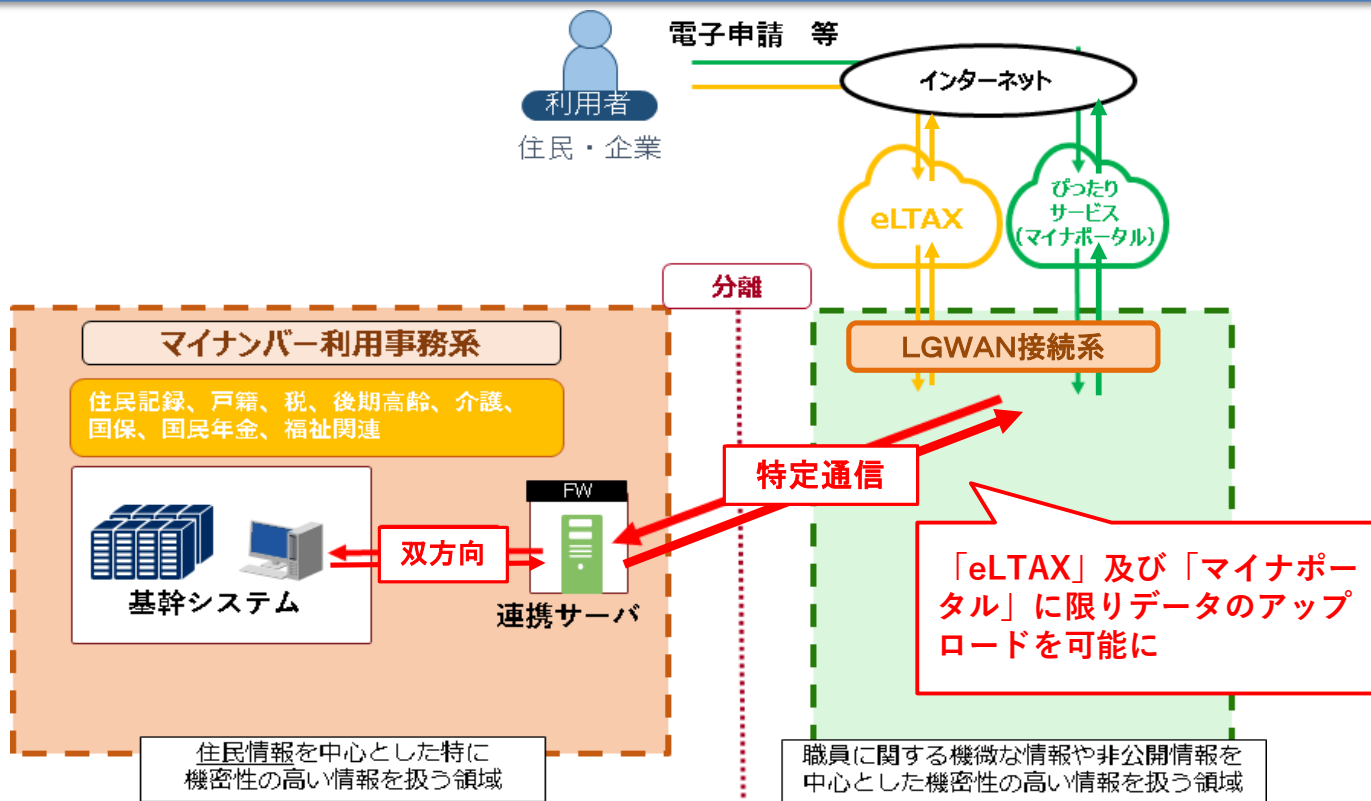
自治体の情報セキュリティ対策の見直し

【三層の対策の見直し マイナンバー利用事務系の分離の見直し】

R3年度 改定の概要

- 住民情報の流出を徹底して防止する観点から他の領域との分離は維持
- 国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先（ex. eLTAX、マイナポータル）との通信に限り、インターネット経由の双方向通信を可能とし、ユーザビリティの向上及び行政手続のオンライン化に対応

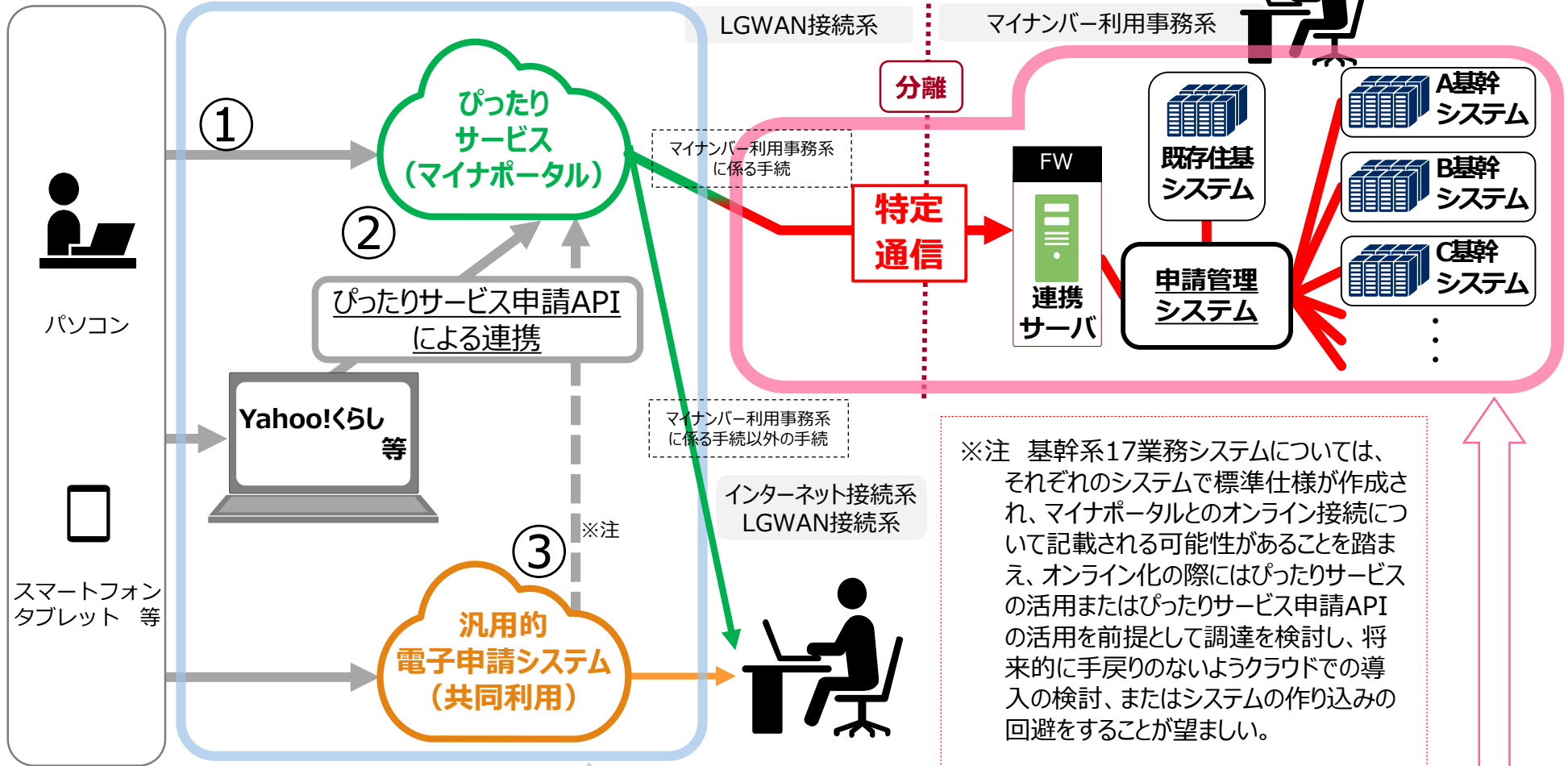
※R3年度改定前のガイドラインでは、インターネットからマイナンバー利用事務系へのデータのダウンロードのみを可能としていたが、マイナンバー利用事務系から十分に安全性が確保された外部接続先へのデータのアップロードについても、必要となるセキュリティ対策を行うことで可能となり、双方向通信が実現した。



自治体の行政手続オンライン化の仕組み(イメージ)

住民：申請情報入力

地方公共団体：申請受付処理



特別交付税
(共同オンライン申請システムの導入経費)の対象
※ハードに関する経費は含まない。

デジタル基盤改革支援補助金
(自治体オンライン手続の推進事業)の対象
※ハードに関する経費を含む。
※同事業に係る地方負担については普通交付税で措置

AI・RPAの利用推進

自治体におけるAI・RPA活用に向けた支援

- 少子高齢化に伴う人口の減少・ベテラン職員の大量退職等
- 住民ニーズや地域課題は複雑化・多様化



- ✓ 人的・予算的な制約条件が厳しさを増す中効率的自治体経営と住民サービス向上を両立
- ✓ 地域におけるAI活用のリーダーとして地域社会のAI実装を自治体が先導

行政課題を解決する手段としてのAI・RPAへの期待

自治体AI・RPA実装の支援

- AI活用サービスの導入手順や留意事項等を含むAI導入ガイドブック（R3.6策定）、RPAを導入する際の検討の進め方や取組事例などを盛り込んだRPA導入ガイドブックを策定（R3.1策定）
- AI・RPA導入に関する経費につき特別交付税措置（措置率0.3）を講ずることとし、都道府県、市町村が協定の締結等をした上で共同調達を行う場合には措置率0.5とする。

（※システム標準化の対象となる事務は対象外）

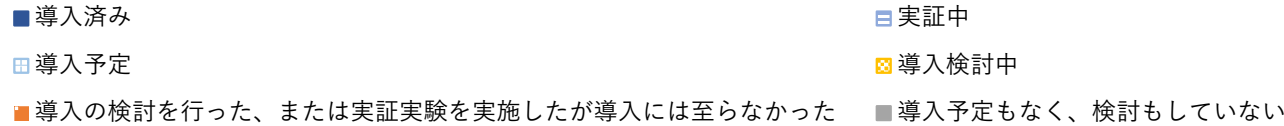
自治体におけるAI・RPAの共同利用を一体的に推進

外部人材による支援・人材育成

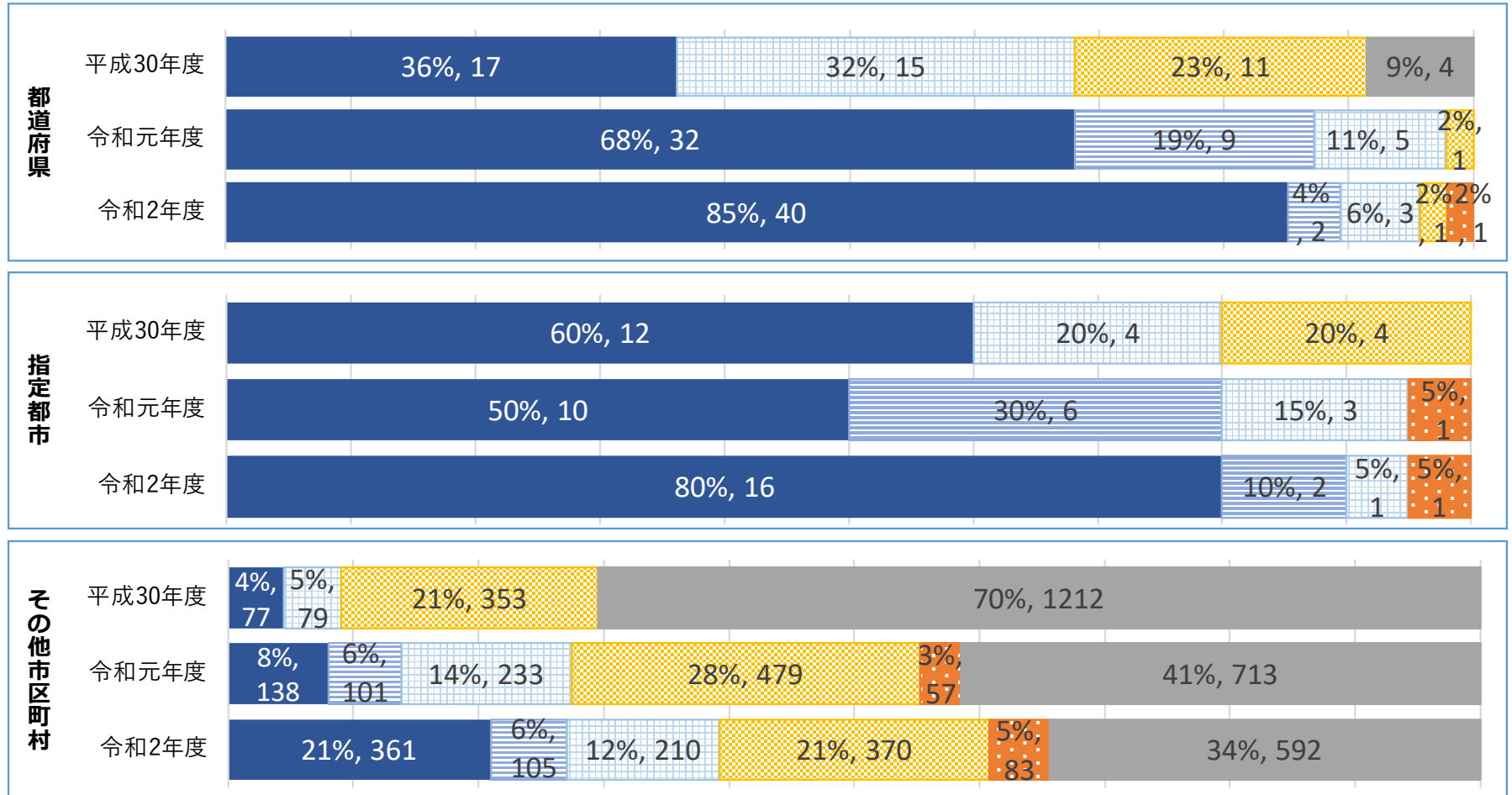
- デジタル人材の募集情報をとりまとめ、自治体による外部人材の活用を促進
- 「地域情報化アドバイザー」の派遣による助言
- AI・RPA等を活用したモデル事業を実施した自治体職員等の講師派遣

地方自治体におけるAI・RPAの導入状況（AI導入状況）

- 導入済み団体数は、都道府県・指定都市で8割以上となった。その他の市区町村は21%にとどまっているが、実証中、導入予定、導入検討中を含めると約6割の自治体がAIの導入に向けて取り組んでいる。



団体数（件）

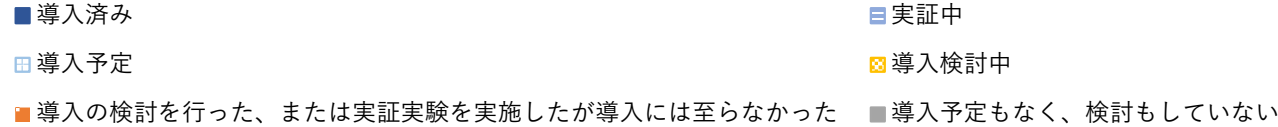


※平成30年度の「導入済み」に「実証中」を含む

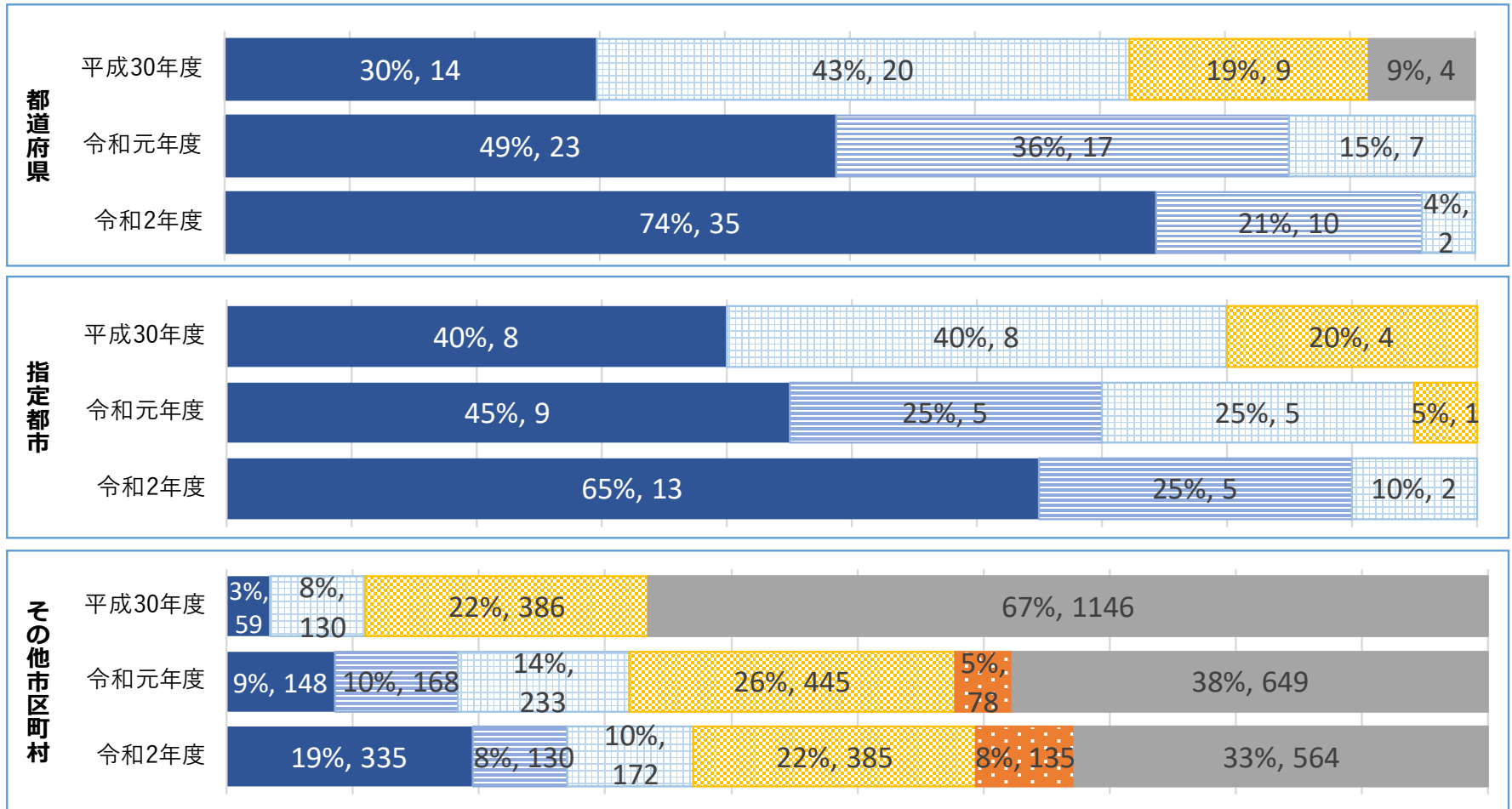
総務省自治行政局行政経営支援室「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（平成30年度11月1日現在）
 総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和元年度2月28日現在）
 総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和2年度12月31日現在）

地方自治体におけるAI・RPAの導入状況（RPA導入状況）

- 導入済み団体数は、都道府県が74%、指定都市が65%まで増加した。その他の市区町村は19%にとどまっているが、導入予定、導入検討中を含めると約6割の自治体がRPAの導入に向けて取り組んでいる。



団体数（件）



※平成30年度の「導入済み」に「実証中」を含む

総務省自治行政局行政経営支援室「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（平成30年度11月1日現在）
 総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和元年度2月28日現在）
 総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和2年度12月31日現在）

テレワークの利用推進

地方公共団体におけるテレワークの推進について

○ 地方公共団体におけるテレワークの導入状況（令和3年10月1日現在）は、都道府県及び指定都市では全団体で導入されているが、**市区町村では849団体（49.3%）と、前年同時期（342団体（19.9%）から大幅に増加したものの、半分の団体が未導入。**特に、小規模の市区町村において導入を進めることが課題。

未導入団体における未導入理由

- ① 窓口業務や相談業務などがテレワークになじまない（89.4%）
- ② 情報セキュリティの確保に不安（77.3%）
- ③ 現場業務はテレワークになじまない（74.4%）
- ④ 個人情報やマイナンバーを取扱う業務は実施できない（73.2%）
- ⑤ 導入コストがかかる（71.0%）

総務省の支援策

財政支援

地方公共団体における職員向けテレワークの導入に係る経費について、特別交付税措置を実施
（措置率：0.5）

情報提供

テレワークの導入手順や活用事例をまとめた「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」を作成・配布

人的支援

テレワーク導入について専門家（テレワークマネージャー）が無料でアドバイスを実施

（※ 令和4年度より厚生労働省の関連事業と一体的に運用）

<令和3年10月1日現在の状況>

1. 導入状況

	導入	未導入	未導入	
			導入を検討	導入予定なし・未定
都道府県 [47]	47 (47) 100% (100%)	0 (0) 0% (0%)	0 0%	0 0%
指定都市 [20]	20 (17) 100% (85.0%)	0 (3) 0% (15.0%)	0 0%	0 0%
市区町村 [1,721]	849 (342) 49.3% (19.9%)	872 (1,379) 50.7% (80.1%)	147 8.5%	725 42.1%
301名以上 [556]	432 (213) 77.7% (38.0%)	124 (348) 22.3% (62.0%)	40 7.2%	84 15.1%
101名以上 300名以下 [672]	310 (91) 46.1% (13.7%)	362 (573) 53.9% (86.3%)	71 10.6%	291 43.3%
100名以下 [493]	107 (38) 21.7% (7.7%)	386 (458) 78.3% (92.3%)	36 7.3%	350 71.0%
合計 [1,788]	916 (406) 51.2% (22.7%)	872 (1,382) 48.8% (77.3%)	147 8.2%	725 40.5%

※（ ）内は前回調査（令和2年10月1日現在）の数値

※「導入」には「試験的・実験的に導入」を含む。

※「市区町村」は、一般行政職員数別に分類し内訳を表示

2. 実施可能な職員の割合

	0%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 80%未満	80%以上
団体数 【割合】	204 【22.3%】	137 【15.0%】	139 【15.2%】	183 【20.0%】

※ 一般行政職員（明らかにテレワークがなじまない業務に従事する職員を除く）に占めるテレワークを実施可能な環境にある職員の割合

※ 不明は253団体（27.6%）

3. 利用率

	0%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 80%未満	80%以上
団体数 【割合】	498 【54.4%】	40 【4.4%】	29 【3.2%】	20 【2.2%】

※ 実施可能な環境にある職員のうち、実際にテレワークを利用した職員の割合（平均）

※ 不明は329団体（35.9%）

手引きの位置付け

- ▶自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(令和2年12月25日決定)において、「特に市区町村におけるテレワーク導入・活用の参考となるよう、2021年4月までにテレワーク導入事例や活用のノウハウを取りまとめ、自治体に提供する。」とされたことを受け、令和2年度「地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進に関する調査研究事業」の成果物として、地方公共団体におけるテレワークの推進に着目した手引きを作成。
- ▶小規模な市区町村でも参考となるよう、①テレワーク導入の標準的なステップ、②業務整理の手法、③テレワークの回し方の「コツ」を整理

手引きの内容

第1章 地方公共団体におけるテレワーク推進の意義

- テレワーク推進の意義 → ①働き方改革の切り札 ②業務の効率化による行政サービスの向上 ③災害時等の業務継続
- テレワークの形態 → ①在宅勤務 ②サテライトオフィス勤務 ③モバイルワーク

第2章 テレワーク導入の進め方

- テレワークの導入率は都道府県・政令市では95.5%だが、市区町村では19.9%となっており、市区町村での導入促進が課題
- 導入できない理由として、「情報セキュリティの確保に不安がある」、「導入コストがかかる」、「テレワークに適した業務がない」等



テレワークの導入に至らない現状から、一歩前に進めるために、「**スモールスタートでよい**」「**テレワーク≠在宅勤務**」という考え方が重要
テレワークの推進に当たっては、**首長が団体の将来像を描き、リーダーシップを発揮することが重要**

具体的な進め方

第3章 テレワーク導入ステップごとの検討のポイント

まず全庁的な推進体制を構築し、**試行実施**から**本格実施**へ

導入ステップ

- | | |
|------------------|------------------|
| ①推進体制の構築 | ⑥全体の実態把握・課題整理 |
| ②実態把握・課題整理 | ⑦導入目的・対象者の明確化 |
| ③環境整備(ハード面・ソフト面) | ⑧当面の推進方針決定 |
| ④試行 | ⑨環境整備(ハード面・ソフト面) |
| ⑤検証 | ⑩本格実施・中長期の展望検討 |

第4章 テレワークの対象とする業務の整理・検討

導入のしやすさのレベルに分けて段階的に対象業務を拡大

第5章 テレワークにおける労務管理に関する取組・工夫

労働時間の管理、業務中のコミュニケーション、公正な評価

第6章 事例紹介

地方公共団体における取組事例、取組の工夫・推進のポイント

地方公務員向けテレワーク導入経費に係る特別交付税措置

地方公共団体における職員向けテレワークの導入に係る経費について特別交付税措置を講ずる。

1 対象団体

職員向けテレワークを導入する地方公共団体

2 対象期間

令和2年度～

3 対象経費及び措置額の上限額

上限なし ※措置率0.5(財政力補正あり)

4 対象事業

テレワーク環境の構築に要する経費のうち、以下5に掲げる費用

5 対象経費

ICT 機器導入に係る費用、外部接続情報システム・コミュニケーションツールに係る費用、ソフトウェア費用、ライセンス費用、シンクライアント化等のセキュリティ対策に係る費用、サーバ設置費用、導入にあたってのサポート費用等



デジタルデバイド対策

地域におけるデジタル活用支援について①



- ▶ 村民に身近なあらゆる場所でスマートフォンの相談会を実施

概要(茨城県東海村)

- 東海村では、デジタルデバйд対策として、ターゲットを性質によって分け、様々な場所で重層的なスマホ講座を実施するとともに、スマホの購入を支援する取組を実施している。
- スマホを持っていない人に対しては、役場、自治会において「体験会」としてスマホに触れてもらい、ガラケーを利用している人に対しては、購入と講座をセットで支援する。既にスマホを持っている人に対しては、自治会、薬局、公民館においてスマホ講座を開催するとともに、国のデジタル活用支援推進事業(地方連携型)を活用して講座を提供している。
- 特に、ガラケーからスマホに買い替える人に対しては、購入店舗で6回のスマホ講座を受けると最終的に購入費用の補助申請を住民自らスマホで行うことができる仕組みになっている。



- ▶ 地域の要望に応じた高齢者向けスマホ教室の開催

概要(山口県宇部市)

- 宇部市では、デジタルデバйд対策として、市内の24地区のふれあいセンター等において、各2回のスマホ講座を実施している。
- 全2回の講座内容を、初級編、検索編、アプリ編、LINE編の中から、事前のアンケート等をもとに、各地区が希望するコースで実施している。
- 地区の実情に合わせ、同じ講座内容を2回実施することも可能である。
- 一方方向の研修ではなく、住民とのコミュニケーションを大切にし、また、無償のボランティアスタッフとして大学生が高齢者をサポートするなど、多世代交流も図りながら、講座が展開される仕組みとなっている。

チラシ



【参考情報】人口:3.8万人 関連URL:

https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/soshikikarasagasu/kikakusomubu/kikakuieika/4/3_1/dejitarukousou/smartphone/6433.html (村HP)

【参考情報】人口:16.3万人 関連URL:

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/kouhou/kishahappyou/1008059/1013882/1014035.html> (市HP)

地域におけるデジタル活用支援について②



- 広く県民がICT・デジタルについて学ぶことのできる場

概要(香川県)

- 香川県では、地域におけるICTの参加型体験施設である「情報通信交流館」において、こども向けのプログラミング教室やシニア向けのスマホ講座など、幅広い年齢層を対象とした県民向けの各種講座を提供している。



- また、学校等に出向いて実施する「情報モラル・セキュリティ学習」や「ITの魅力発信講座」など、県内各所に学ぶ場を設け、情報リテラシーの向上に取り組んでいる。



【参考情報】 人口:97.4万人

関連URL: <https://www.e-topia-kagawa.jp/> (情報通信交流館)



- 障害者に対するデジタル活用支援の担い手となる人材の育成

概要(福岡県北九州市)

- 北九州市では、障害者の社会参加や自立支援を促進するため、障害者パソコンサポーター養成・派遣事業を実施している。
- 「障害者パソコンサポーター」は、パソコンやその周辺機器の使用方法等について支援を必要とする障害のある人や団体に対し、支援をする者である。令和2年度は7名を養成し、登録者数は83名となっている。育成においては、カリキュラムが定められており、障害理解や障害のある人への接し方等が多く組み込まれている。
- 支援は、障害のある人の自宅へのサポーター派遣や、電話相談等により実施している。また、障害者団体主催のパソコン講習会へ講師として派遣している。令和2年度は、コロナ禍の影響もあり、年300回程度であったが、令和元年度は、年500回程度の派遣実績があった。



【参考情報】 人口:94.5万人

関連URL: -

総務省「デジタル活用支援推進事業」の全体像について

- デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続等のスマートフォンの利用方法に対する説明・相談等の支援を行う「講習会」を令和3年度から全国の携帯ショップ等で実施
(講習会の例:マイナンバーカードの申請方法/マイナポータル、e-Tax、オンライン診療の使い方/スマートフォンの基本操作/インターネットの利用方法など)
- 令和3～7年度の5年間での実施を想定し、4年度以降は携帯ショップがない市町村(750市町村^(※))を念頭に、講師派遣を予定 (※令和3年11月10日集計)
令和2年度補正：9.3億円 令和3年度補正：3.3億円 令和4年度当初：16.7億円

携帯キャリア等（都市部等）

令和3年度～ 講習会(全国展開型)



講習会等を行う拠点を全国に有しており、当該拠点で支援を実施する主体（携帯ショップを想定）

地域に根差した支援（地方）

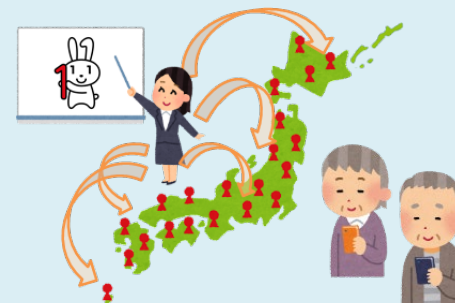
令和3年度～ 講習会(地域連携型)



地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施する主体（地元ICT企業、社会福祉協議会等）

令和4年度～

デジタル活用支援推進事業講師の派遣



地域の担い手となる、高度なスキルを有するデジタル活用支援推進事業の講師を育成し、携帯ショップがない市町村など津々浦々に講師を派遣して支援を実施

令和3年度：約2,000箇所 → 令和4年度：3,000箇所へ拡大

地域社会のデジタル化

地域社会のデジタル化の推進

- 地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を一層推進するため、令和4年度地方財政計画の歳出項目として、引き続き「地域デジタル社会推進費」を計上

【事業費】

2,000億円（令和3年度と同額）

地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

地方交付税措置

【算定項目】

「地域デジタル社会推進費」（普通交付税の臨時費目）

【算定額】

2,000億円程度（うち道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）

「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」 概要

地域の個性を活かした地方活性化を図り、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現する「デジタル田園都市国家構想」の推進には、各自治体の創意工夫を活かしたデジタル実装の取組を促す必要。

各自治体の事業担当部局が、地域社会のデジタル化に係る事業を検討・実施する際に参考となるような事例を掲載した「**地域社会のデジタル化に係る参考事例集**」を公表し、各団体に周知（令和3年12月28日）。

- ✓ 地域の個性を活かしたデジタル実装の取組の横展開を強力に推進するため、住民生活、農林水産業など**17分野・205事例**の多様な取組を掲載し、各事例については事業概要に加え、各自治体において創意工夫した点やポイント、イメージがつかみやすいよう写真やイラストを掲載。

17分野

1. 地域活性化
2. 住民生活
3. 消防・防災
4. 医療・福祉・健康
5. 子育て
6. 公衆衛生
7. 環境
8. 労働
9. 農林水産業
10. 商業・工業
11. 観光
12. 交通
13. 土木・インフラ
14. 文化・スポーツ
15. 教育
16. デジタルデバイド対策
17. 地域におけるデジタル人材育成

一部掲載事例（抜粋）

買い物弱者支援のためのドローンを活用した物流システムの構築 【長野県伊那市】

- 伊那市は、中山間部に住む住民の買い物をサポートするため、スーパーで注文した商品をドローンで配達する「ゆうあいマーケット」を令和2年8月から展開している。サービスの利用料は月額1,000円のサブスクリプション制となっている。
- 利用者は、自宅のケーブルテレビのリモコンで商品を注文し、購入代金はケーブルテレビの利用料金に加算されて引き落とされるキャッシュレス対応となっている。
- 商品は、近くの公民館に届けられ、集落支援員等のボランティアが住民の家まで運び、手渡すこととしており、利用者の安否確認や見守りも行うことができるように工夫している。



ICT技術を活用した獣害対策

【福島県大玉村】

- 大玉村では、令和2年度から獣害（イノシシ）対策にICT技術を活用している。
- イノシシによる生活環境被害等を防ぐためには、「捕獲」「生息環境管理」「被害防除」を組み合わせた地域ぐるみでの総合的な対策が重要になるが、村では、「被害防除」について、センサー付きのわなを導入することで、捕獲の効率化を図っている。
- 4 m四方の囲いわなと映像をリアルタイムに配信する機器を組み合わせることで、タイミングを調整しながら一度に複数頭のイノシシを捕獲することができる。こうしたICTわなを導入することで、わなの見回りに係る猟友会等の負担軽減や錯誤捕獲の回避を図っている。

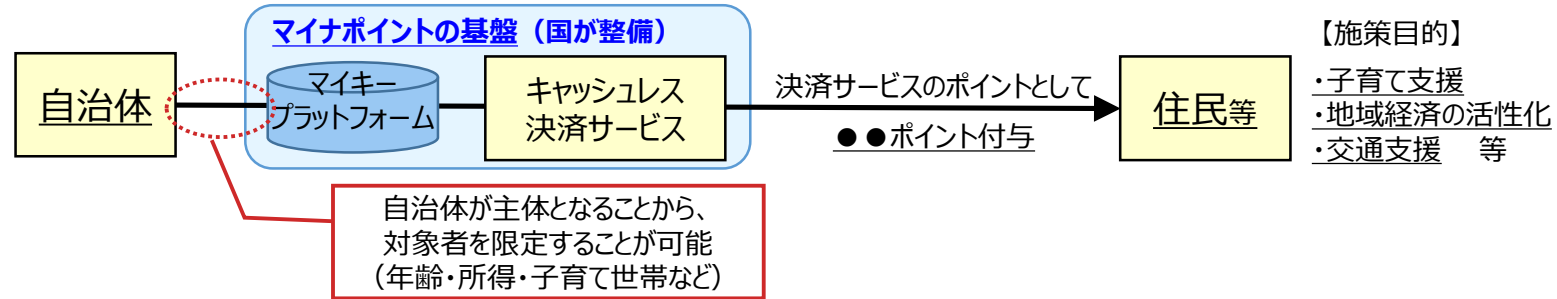


各自治体による**デジタル実装の取組をより一層促進**する観点から、**事例の深掘りや追加などバージョンアップ**を行い、**自治体による取組を引き続き積極的に後押し**

自治体マイナポイント事業

自治体マイナポイントとは

国が整備したマイナポイント事業の基盤を活用して、自治体が多様なポイント給付施策を実施



自治体マイナポイントの意義

・マイナンバーカードの普及

マイナンバーカードを保有する者に対し、自治体独自の施策ポイントを給付することで、まずはカードの取得を促進

・キャッシュレス決済の利用促進

住民が登録したキャッシュレス決済サービスにポイントを付与することで、キャッシュレス決済の利用を促進

・地域の消費喚起、地域経済の活性化

ポイントの受取を自治体住民に限定することや、地域通貨を活用することで、地域内の消費を喚起し、地域経済を活性化

・自治体の施策を効果的に推進

対象者を子育て世帯などに限定することや、利用用途・期間を設定すること、マイナンバーカードの本人確認機能を活用して正確で重複のない給付とすることなどにより、施策を効果的に推進

・デジタル化で簡単・迅速に給付

給付事務(申請・受付・審査等)をオンラインで可能とすることで、行政や住民の手続負担を軽減し、迅速な給付を実現

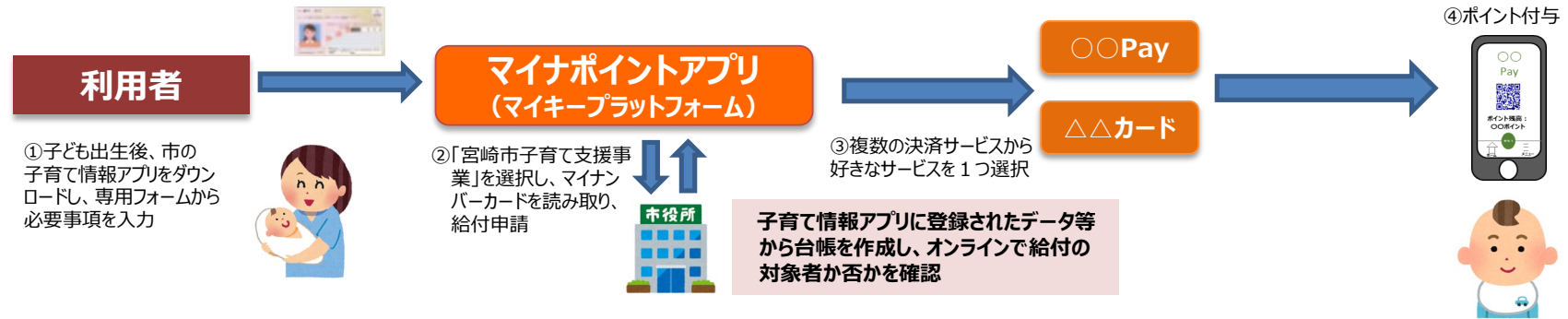
自治体マイナポイント提案事業例（宮崎県宮崎市：子育て支援）

事業概要

新型コロナウイルス感染症の流行下で生まれ、特別定額給付金の対象外となった子どもを持つ世帯に対して、子ども1人当たり30,000円分のポイントを付与することにより、経済的な負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を応援するもの。

事業イメージ

- ・対象：宮崎市民のうち一定期間中に出生した子どもを持つ保護者等（産婦）
- ・ポイント付与額：1人当たり30,000ポイント



効果・特徴

- ・マイキープラットフォームを活用し、子育て情報アプリに登録されたデータから作成された台帳によって対象者を確認することにより、**オンラインで手続きが完結**するとともに、**確実かつ迅速に支援をすることが可能**。
- ・従来の子ども商品券に代え、**民間のキャッシュレス決済サービスで使えるポイント付与**とすることで、**使える用途や店舗が幅広くなり、住民の利便性が向上**。

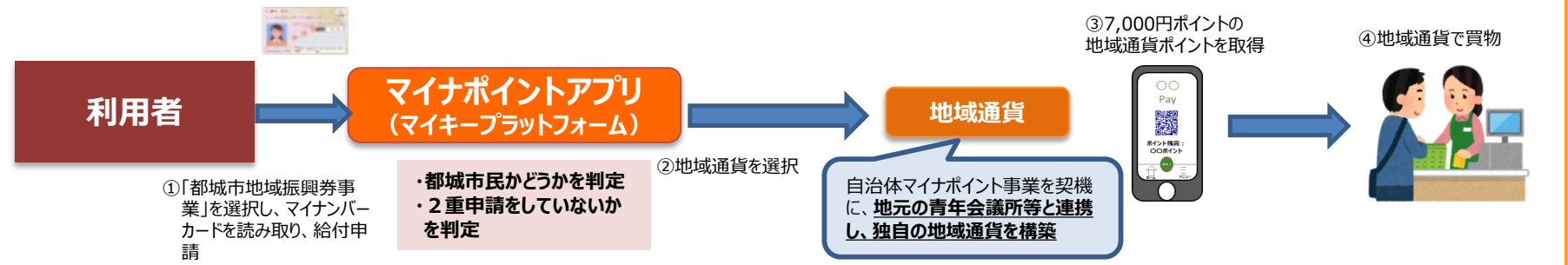
自治体マイナポイント提案事業例（宮崎県都城市：地域経済の振興（地域通貨との連携））

事業概要

新型コロナウイルス感染症により疲弊した地域経済の活性化及びキャッシュレス決済の推進のため、マイナンバーカードを取得した都城市民に対し、従来の紙媒体での地域振興券に代え、7,000円分の地域通貨のポイントを付与。

事業イメージ

- ・対象：都城市民
- ・ポイント付与額：一人当たり7,000ポイント



効果・特徴

- ・従来も、紙ベースでの地域振興券の給付を実施していたところ、「券のデザイン・印刷」、「世帯人員毎の封入」、「住民資格の確認」、「対面での確認を必要とする形式での郵送」、「郵返となった券の管理（手渡し等含む）」、「換金の手集計及び現物確認」等、**様々な非効率が多いことにより、スピード感のある給付ができない状況・多大なコストが課題。**
- ・マイキープラットフォームの活用により、**オンラインでの給付申請や市民か否かのマイナンバーカードによる自動確認を可能とし、迅速な給付及び事務負担・コストの軽減を実現。**
- ・また、**地域通貨アプリの開発**により、市民への情報発信をプッシュ型で行うなど、**一般的な決済サービスと比べてきめ細やかな施策展開を可能。**

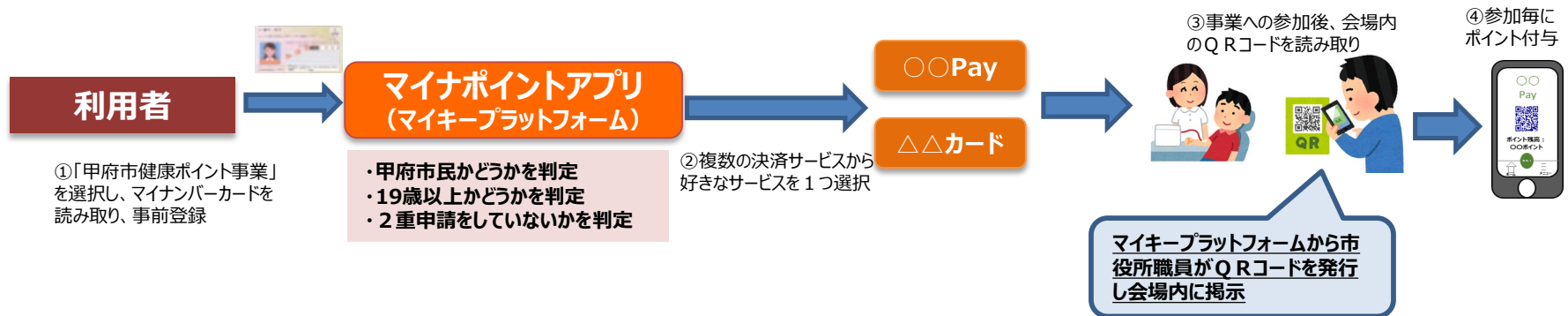
自治体マイナポイント提案事業例（山梨県甲府市：地域（健康）活動の促進）

事業概要

健康増進とマイナンバーカードの普及を同時に進めるため、各種検診やウォーキング教室等、市の実施する事業への参加者などに対し、実績に応じたポイントを付与（会場に設置されているQRコードの読み込みによりポイントを付与）

事業イメージ

- ・対象：甲府市民のうち19歳以上かつ市の指定する健康関連事業への参加者
- ・ポイント付与額：1回の参加につき、イベントに応じたポイント（100～1,000ポイント）



効果・特徴

- ・マイキープラットフォームの活用により甲府市民か否かの確認に加え、年齢要件も自動確認ことができ、自治体職員の事務負担軽減につながる。
- ・各種検診やウォーキング教室等、様々な事業への参加などに対してポイントの付与が予定されており、幅広い世代の参加が期待される。